

平成29年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成29年9月4日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 4号 平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 承認第 6号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 議案第41号 平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 7 議案第42号 平成28年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について
- 第 8 議案第43号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 9 議案第44号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第10 議案第45号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第11 議案第46号 永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第47号 こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について
- 第13 議案第48号 町道の認定について
- 第14 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 諮問第 3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第16 陳情第 2号 フリーゲージトレイン導入が困難な中、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について

第17 陳情第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

第18 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 平野信二君
- 教育長 宮崎義幸君
- 消防長 朝日光彦君

代 表 監 査 委 員	前 川 次 夫 君
総 務 課 長	小 林 良 一 君
財 政 課 長	山 口 真 君
総 合 政 策 課 長	平 林 竜 一 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
永 平 寺 支 所 長	坂 下 和 夫 君
上 志 比 支 所 長	酒 井 健 司 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	源 野 陽 一 君

～・・～・・～・・～・・～・・～・・～・・～・・～・・～・・～・・～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月22日、町長より平成29年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます

本日から永平寺町議会は、議会改革の取り組みの一環として、本会議中心の審議を行うこととしました。今後もこれまでと同様、円滑な議会運営を進めていきたいと思っておりますので、議員の皆様、また行政におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

また、本日は平成28年度決算認定の議案を上程いたしますので、代表監査委員に出席をいただいております。

本日の日程ですが、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してあります議事日程表により議事を進めてまいりますので、ご確認のほどをよろしく申し上げます。

本日提出されている議案については議案の説明にとどめ、後日、議案質疑を行いたいと思います。

なお、日程第14の諮問第2号及び日程第15の諮問第3号の人事案件については、本日の議案説明、質疑後、採決をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成29年第5回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、金元君、10番、
樂間君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、9月4日から10月30日までの57日間としたい
と思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、9
月4日から10月30日までの57日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほ
どをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆
様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

平成29年第5回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述
べるとともに、提案いたします議案等についてご説明いたします。

暦の上では立秋が過ぎ、収穫の季節を迎えておりますが、まだまだ厳しい暑さ
が続いております。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げま
す。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り、厚く御礼申
し上げます。

まず、さきの臨時会におきまして、議会改革の一つとして、3つの常任委員会
が2つの委員会の構成になってからの初めての定例会となりますが、町民の目線
に立った、町民とともに歩む議会活動がさらに活発になりますよう心からご期待
を申し上げる次第でございます。

先月20日には、町の夏の風物詩であります九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしが、関係者各位のご協力のもと30回目の記念イベントとして永平寺河川公園で開催され、町内外より約2万8,000人の方が訪れ、幻想的に流れていく灯籠の光の帯を心静かに見送っておられました。

また、未来へのコンサートでは、松岡薬師出身の太鼓奏者、谷口卓也さんの迫力ある幻想的な演奏が大施食法要へいざなぎ、イベントの盛り上がりに一役買っていたいたり、花谷城山会の皆様による活動の紹介ブースや中学生の皆さんには積極的に運営に携わっていただき、永平寺町の生き生きとした姿を町内外に広く発信できたものと思っております。

これもひとえに、町民の皆様の熱い思いと実行委員会の皆様のご尽力のたまものと深く感謝いたしております。

さて、台風5号が8月6日に九州南部に上陸し、猛烈な雨を降らせながら本州を縦断し、日本各地で河川の氾濫や床上・床下浸水などの被害が発生し、住民生活の機能に多大な影響を及ぼしました。8月7日から8日にかけては福井県を通過し、本町におきましても8日に、川の氾濫のおそれのある一部地域で避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。また、8月25日には、活発な前線の通過に伴う大雨により、町内のほぼ全域で避難勧告を発令し地域住民の安全確保を図りました。

これから台風の季節を迎えるに当たり、災害からいかに身を守るかは、危険を素早く感じ取り行動できるかが重要であり、地域、家庭などにおいても持続的なコミュニティの形成が大切であります。

今後も、自主防災の意識を高めていただくためにも、各地区や団体の会議等に出向く地域防災講座を継続的に開催し、正確な気象情報の収集と地域住民への迅速な情報伝達に努め、デジタル化へ整備した防災行政無線やこしの国ケーブルテレビの情報を活用して、地域を守る消防団、自主防災組織等と連携強化を図りながら対応してまいりたいと考えております。

去る7月31日から8月4日まで、去年に引き続き、早稲田大学の大学院生が禅の里「笑来」に宿泊しながら吉峰地区と東古市地区を訪問し、都市空間や永平寺参ろ一ど周辺の地域資源などの現地調査や、区民の方々と意見交換などをしながら、歴史や文化、風景を生かしたまちの活性化を探る共同研究を行いました。

今後とも、学生などの若者の視点を生かしながら新たな資源の発掘に向けて、個性豊かなまちづくりに生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

国体に向けた事業について申し上げます。

このたび、ハンドボール競技及びバスケットボール競技のプレ大会が開催され、ボランティア及び町職員、各種団体の方々がスタッフとして運営に携われました。今回の大会で得られた経験を来年の本国体に向けての糧として、さらに組織運営体制の確立に取り組んでまいります。

また、会場となる施設のハード整備については、松岡総合運動公園グラウンドの改修が完了し、松岡B&G海洋センターは10月末、松岡中学校体育館の改修におきましては11月中旬の完了に向けて進めております。

今後、来年度の国体開催に向けて、参加される選手が最大限の力を発揮できるよう、ソフト、ハード事業とも着実に取り組んでまいります。

次に、自動走行実証実験事業に関連して、去る8月7日に、地方版IoT推進ラボ制度における永平寺町IoT推進ラボが経済産業省から選定を受けました。

地方版IoT推進ラボは、先端技術によるビジネスをつくり出す地域を支援する制度で、永平寺町を含め全国で74地域が選定されており、国による情報発信、ビジネスマッチング支援、意見交換会などへの講師派遣などの支援を受けることができます。

今後、町では、永平寺参ろ一どでの自動走行実証実験事業の取り組みを通して、町内のものづくり企業を中心として、学術研究機関、金融機関とも連携し、自動走行技術の開発、成果の定着を図り、さらに自動走行の実用化に向けて、勉強会やビジネスマッチングの提供等の支援を行っていきたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたします議案等について申し上げます。

平成28年度財政健全化判断比率の報告、平成28年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定については、法律の規定に基づき、議会に報告、認定をお願いするものであります。

平成29年度補正予算の主なものについて申し上げます。

平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認については、福井県中学校夏季総合競技大会等において優秀な成績をおさめ、北信越大会などの上位大会へ出場を果たしたことから、これらの参加に要する費用に係る補助金を予算化させていただいたものでございます。

補正予算につきましては、8月1日付で専決により処分をいたしましたので、地方自治法の規定によりご承認をお願いするものであります。

平成29年度一般会計補正予算につきましては、こしの国広域事務組合ケーブ

ルテレビ事業における施設等建設改良に係る起債償還元金分についての負担金を計上したほか、永平寺町住まいる定住応援事業や戸別受信機購入費の補助金が、当初の計画件数を超える申請がありましたので、その不足分を計上しております。

また、無償譲渡を受けた旧商工会上志比支所の再利用を図るための実施設計が完了しましたので、その改修工事に係る費用を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は1億9,060万9,000円となった次第です。これら歳出の財源となります歳入につきましては、財政調整基金繰入金、前年度繰越金、合併特例債等を計上しております。

次に、永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今年度より実施している介護予防・日常生活支援総合事業において、対象者を更新時に順次移行することとしたため予算の組み替えが必要となったことや、高額医療合算介護サービスの利用量及び対象者が増加したことにより不足が生じるサービス費の追加分を計上しております。

永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

町発注の道路改良工事において、支障となる配水管の移設が生じたので、その費用の一部を収入として計上しております。

次に、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

松岡B&G海洋センターのプール施設解体工事が完了したため、使用料に関する料金表の一部を改正いたしますので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の継承については、関係自治体と解散に向けて協議するために地方自治法及びこしの国広域事務組合規則に基づき、議会の議決をお願いするものです。

町道の認定につきましては、一般県道京善原目線のうち、松岡吉野堺地系の稲津松岡線との交差点から京善地系の国道364号線との交差点までの区間を町道に認定するに当たり、議会の議決を求めます。

最後に、12月に任期満了となります永平寺町人権擁護委員の推薦について、法律の規定に基づき、議会の意見ををお願いするものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案提出の際にその都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第4号 平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（齋藤則男君） 日程第4、報告第4号、平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の報告を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） 平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましては、法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成28年度決算における本町の状況は健全な団体としていずれも国が定める基準以内となっております。

今後も積極的に行財政改革を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明をいたします。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） ただいま上程いただきました報告第4号、平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてご報告をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成28年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等については、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いてあらわされるものであります。本町の指標は本年も、国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものであ

りますが、黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、一般会計、特別会計、企業会計、いずれも黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものであります。本町におきましては、地方債の借り入れの返済金並びに一部事務組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金等が対象となります。また、実質公債費比率は、平成26年度から28年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成28年度の実質公債費比率は9.8%となり、昨年の11.2%と比較しますと1.4ポイント下がっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成28年度の将来負担比率は20.4%となり、昨年の25.4%と比較しますと5.0ポイント下がっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、8月2日に実施しました平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で報告第4号、平成28年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第6号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、承認第6号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第6号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

福井県中学校夏季総合競技大会等の県大会において優秀な成績をおさめ、北信越大会等の上位大会への出場を果たしたことから、これらの大会参加に要する費用に係る補助金を予算化させていただいたものでございます。

なお、この補正予算は平成29年8月1日に専決させていただいたものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 承認第6号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成29年8月1日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億76万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、9ページから10ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款10教育費、目2教育振興費21万1,000円は、松岡中学校の男子生徒が第55回福井県中学校夏季総合競技大会水泳競技において優秀な成績をおさめ、福井県代表として、長野県において行われます第38回北信越中学校総合競技大会に、同じく松岡中学校の吹奏楽部が第47回福井県吹奏楽コンクールにおいて優秀な成績をおさめ、福井県代表として、石川県において行われます第58回北陸吹奏楽コンクール出場いたしました。その大会参加に要する費用に係る補助金を予算化するものでございます。今回は両大会とも8月の開催であるため、専決させていただいたものでございます。

財源につきましては、13ページのとおり、前年度繰越金を歳入で計上しております。

以上、承認第6号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波議員。

○2番（滝波登喜男君） 繰り返しの質問になるかもわかりませんが、補助率と、あと移動手段を教えてください。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 補助率に関しましては、移動手段ですね、交通費につきましては2分の1でございます。プラスバンド部がございまして、これにつきましては、楽器の輸送費については全額、そのほか大会参加費等でございます。

移動手段につきましては、今回、吹奏楽部につきましては金沢市でございましたのでバスの移動でございました。水泳のほうにつきましては長野市で開催されて、これについてもバスの移動でございました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 議案第41号 平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第7 議案第42号 平成28年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第41号、平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第7、議案第42号、平成28年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定についての2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第41号及び日程第7、議案第42号の2件を一括議題とします。

この決算認定については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第41号、平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから議案第42号、平成28年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び特別会計につきましては地方自治法の規定に基づき、上水道事業会計につきましては地方公営企業法の規定に基づきまして決算書を調製し、監査

委員の決算審査を受けましたので、監査委員の意見を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

なお、上水道事業会計につきましては、剰余金処分の議決もあわせてお願いするものであります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） ただいま上程いただきました議案第41号、平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、補足説明を申し上げます。

説明資料は決算書でご説明させていただきます。

初めに、一般会計であります。決算書95ページをご参照願います。

平成28年度の一般会計の歳入総額は96億127万3,000円で対前年度比10.1%の減、歳出総額は94億117万7,000円で対前年度比8.7%の減となっております。歳入歳出差し引き額は2億9万6,000円ですが、このうち翌年度への繰越明許費繰越額が4,066万6,000円で、実質収支額は1億5,943万円の黒字決算となっております。

主な歳入項目の決算状況ですが、自主財源の町税は総額20億3,799万3,000円で、前年度より1,373万1,000円の増額となりました。増額の要因は、新築家屋の増による固定資産税の増額、企業の設備投資による償却資産税の増額、税率改正による軽自動車税の増額、永平寺温泉の入館者の増により入湯税の増額となったことが挙げられます。

また、依存財源の地方交付税は総額39億5,218万円でしたが、前年度より1億8,769万9,000円の減額となりました。

次に、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計であります。決算書113ページをご参照願います。

歳入総額は20億7,234万9,000円で、前年度より5,706万4,000円の減額で対前年度比2.7%の減となりました。また、歳出総額は20億3,759万7,000円で、前年度より1,771万円の減額で対前年度比0.9%の減、実質収支額は3,475万2,000円の黒字決算となっております。

次に、平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計であります。決算書121ページをご参照願います。

歳入総額は2億456万7,000円で、前年度より586万6,000円の増額、対前年度比3%の増。歳出総額は2億449万2,000円で、前年度より612万円の増額、対前年度比3.1%の増。実質収支額は7万5,000円の黒字決算となっております。

次に、平成28年度永平寺町介護保険特別会計であります。決算書137ページをご参照願います。

歳入総額は18億1,769万4,000円で、前年度より845万6,000円の増額、対前年度比0.5%の増。歳出総額は17億7,765万6,000円で、前年度より521万7,000円の減額、前年度比0.3%の減。実質収支額は4,003万8,000円の黒字決算となっております。

次に、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計であります。決算書148ページをご参照願います。

歳入総額は6億6,767万4,000円で、前年度より2,597万9,000円の減額で対前年度比3.7%の減。歳出総額は6億6,704万2,000円で、前年度より1,086万9,000円の増額、対前年度比1.6%の減。歳入歳出差し引き額は63万2,000円ですが、このうち翌年度への繰越明許費繰越額が35万1,000円で、実質収支額は28万1,000円の黒字決算となっております。

次に、平成28年度永平寺町農業集落排水特別会計であります。決算書158ページをご参照願います。

歳入総額は2億407万7,000円で、前年度より1,392万5,000円の減額、対前年度比6.4%の減。歳出総額は2億373万3,000円で、前年度より1,091万1,000円の減額、対前年度比5%の減。実質収支額は34万4,000円の黒字決算となっております。

続いて、平成28年度財産に関する調書についてでございますが、会計課関連の基金についてご説明させていただきます。

決算書164ページをご参照願います。

一般会計、特別会計を合わせた基金残高は、昨年度より1億4,982万2,400円の増額となり、平成28年度末の基金の合計残高は37億140万7,530円となりました。

増額となった内容を申し上げますと、基金元金の積立金としまして、財政調整基金が1億6,000万円と介護給付費準備金が1,817万1,676円を積

み立て、また国民健康保険基金は3,463万9,000円の取り崩しを行いました。この結果、平成28年度の基金の元金の積立額は1億4,353万2,676円となっております。

また、平成28年の基金の運用利息等は631万8,366円で、運用利率は0.178%となりました。

以上で、平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） ただいま上程いただきました議案第42号、平成28年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について、補足説明をさせていただきます。

初めに、上水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いします。

収益的収支の成果をあらわす損益計算につきましては、施設の老朽化に伴う修繕費が増加となったことを受け、平成28年度の純利益は、前年度より減の6,194万4,000円となったところでございます。

次に、議案書の84ページ、85ページをお願いします。

財産総額をあらわす貸借対照表につきまして、資産の減価償却が進んだことから、資産の額及び負債、資本の合計額はそれぞれ36億4,559万8,000円となったところでございます。

次に、剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

議案書の82ページの一番下の表をお願いします。

剰余金の処分につきましては、補填財源として使用するために取り崩しを行った積立金3,100万円を資本金に組み入れる処分と、さきにご説明いたしました純利益を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てる処分をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

この決算認定については代表監査委員の出席を求めていますので、代表監査委員に対する質疑を認めます。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 決算の審査ということで、代表監査委員さんが毎回出られるわけじゃないので、この際、代表監査委員さんに審査意見書等の内容も含めて何点かお聞きしたいと思います。

用紙で示していただきましたが、まず一般会計の審査意見から見てみますと、これは議案書の17ページ、一つ、コンサル業務等の委託については、委託内容、委託の範囲、求める成果、要する委託料等を十分検討しておくべきだ、そうあるんですが、何か問題があったとか感じていることからこういう意見を付されたのかということが1つです。

2つ目は、本町の指定管理のあり方です。温泉、道の駅等、運営が基本的に黒字の場合、町の持ち出しなしにならないのはなぜか。それはどこに問題があるのか。私は、本町の指定管理というんですか、施設の管理については、施設の管理委託と指定管理の違いについて余りはっきり分けてないと。指定管理というときには本来、運営については一定の基準を満たしていれば行政から口出しすることはない。そのかわり、その範囲内で自由にやってくださいと。しかし、いろいろ口出しすることも含めてやられている契約内容になってる割には金も出す、出して黒字のその運営をさらに手助けするという状況になっているんですね。そんなことをちょっと思ったりしてるんですが、特に入湯税なんかはかなり、ことし800万ぐらい入ってることになりますから、去年ですか、なってますが、基本的に黒字の指定管理の場合、町の指定管理のあり方についてどうお考えになっているのかを聞きたいです。

3つ目ですが、これは毎回質問させていただいてますが、いわゆる基金の問題です。今回、基金総計、特別会計も含めて37億という今報告がありました。財政調整基金だけで約30億。町は、財政調整基金だけでなしに基金全体について見直しにかかるということをやられていました。これまで私は、基金がたくさんあるとそれを地方交付税を減らす口実にされるよということをもう繰り返し、本当に言ってきたんですが、実際そうされてきた歴史がありますので。ところが、ここに来て、案の定、国は自治体の金余りを口実に交付税を削るということをやっているんですね。私はこの積み立て、将来、合併算定がなくなった後、財政運営が大変になるからということやられていますけれども、三十数億という、こんなこと言ったらあれですけど、昔、競艇なんかはすごく盛んであったころの三国の町の基金に匹敵する。三十数億やったと思うんですね。そういう状況にな

ってるんですね。その当時、旧松岡では8億円やったか9億円が、これでも多いなって言われる時代があったように思うんです。

ただ、この積み立てを見てみますと、いわゆる黒字だと、黒字を積み上げるんだということを言ってますが、本来、地方の不況対策で交付されてきた金まで節約して、これは節約というのは括弧つきですが、ため込んできたんではないか。本来、地域の経済対策に使うべきお金も積み立ててしまったんではないか。そういう検証はどうされているのか、監査委員さんの思いを聞きたいということです。

あと、特会も一緒に質問してしまったほうがいいんですか、それとも一般会計だけで終わったほうがいいですかね。

ちょっと長いんですが、特別会計ですが、介護保険の特別会計。これは金余りの原因への思いはどうなのかと。会計の収支は4,000万円の黒字だと。これ介護保険計画というのは、今回6次でしたっけ？ 6次計画やったっけね。そのいわゆる計画を立てて3年目、最終年度で、来年からまた新しい介護保険計画に変わるんですね、3年目で。3年目というと普通、介護保険料が初年度に改定されますので、そのときは黒字になると言われてたんです。ところが3年たっても4,000万円の黒字。それも、今まででいうと4,000万円とか5,000万円積立基金があるだけでも介護保険はすごいと言われたのに、基金に1億円さらに積んであるんですね。やっぱり原因見てみますと、介護保険って最近、保険があつて介護なしということで、国はさらに、我々団塊の世代、ちょっと外れたところまで含めて、10年後に75歳になったころ本当に介護保険が大変になるということで、介護給付の抑制をどんどんやってます。その成果なのか、こうやって上がっていくのは。この会計の状況をどうやっぱり見られているのか。

6番の、これ17ページの意見の6番、下水道に関する事なんですが、統合計画基本方針策定業務の委託に関して何か思うところがあるから意見書に書かれていると思うんですが、その思いもちょっと聞かせていただくといいと思うんです。

として、これは7番目にあるんですが、指摘の。下水、農集排（農業集落排水）の一般会計からの繰り入れに関して、不課税収入に関しての課税の問題、これは以前にも言ったことがあるんですが、繰り入れについては収入だからそれにも消費税かかって国に納めてるんだと聞いて、それはおかしいと。少なくともこの国ではそういう繰り入れについて、以前やった工事で払っているお金、消費税払ってますから、工事代金の中でね。それにさらに収入したときには本当は

マイナスして払えばいいのに、さらに繰り入れにおっかぶせて二重の消費税を払ってることになるのではないかと私は指摘してきたんですが、監査委員さんも町は収入だから仕方ないと言っているんですけども、本来は過去の建設時に対しての繰り入れだから、1回消費税を払ってるはずなんですね。この国ではこの点うまく研究していたと思うんですが、過去にさかのぼり、ほかの特別会計なんかでも還付請求すべきでないかなと私は思っているくらいです。ちょっと時期がたってきてしまっているんで、そこは心配な面もあるんですが、その辺やっぱり率直に監査委員さんとしての思いもお聞かせ願いたいと思います。

ちょっと企業会計の上水道にも行っていいですかね。ついでに言っときますね。意見書の2のところで、有収率、上水道の有収率が75%近く、76.06%、これは監査委員さんが指摘してます。原因の調査と対策はされてきているのか。25%漏水とかあるというのは、ちょっとやっぱり率直に異常。1日に何千トンも漏れてることになるんですか、計算すると。これ町の対応への指摘があるんですが、町としてはまたこれをどうしていくかって、これは別にまたあれなんですけど、監査委員さんとしてはこの辺どう見られているのか。

やっぱり77万9,000トンが漏水となるので、1日に2,000トンぐらい漏水してることになるんですね。ちょっとこれは集中点検も含めてきちっとした対策をしていかないと、もっと経費が安くて町民は飲料水を飲むことになるのに、過大なお金がかかっているそれまで町民が負担をしなければいけないというのは、やっぱりこれ行政、企業会計、運営している側の怠慢にもつながるので、そこはきちっと見て行ってほしい。その過程で老朽管の布設がえの問題も出てくるかもしれないので、その辺、監査委員さんの率直に思っていることがあれば示していただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたけど。

○議長（齋藤則男君） 代表監査委員。

○代表監査委員（前川次夫君） お答えさせていただきます。

初めに、コンサル業務の委託についてのお尋ねでございますが、これは特定の事案を指すものではございませんが、予算編成時の対応についての聞き取り調査及び議会での予算説明を聞いて相対的に感じましたことを私なりの思いとして指摘をしたものでございます。

高額または重要なコンサル業務の委託については、次の点に留意すべきであると考えております。1点目は、予算編成の段階で、職員はどの部分でどのような

形でかわるのか。また委託先には何をどのように求めるのか。すなわち、民間事業者が持っている、どのようなノウハウを得たいのかを明確にし、委託内容、委託方針を予算編成の段階から十分練り上げておくべきであると感じております。2点目といたしましては、予算編成時の総額による見積徴収では、業者が何に重きを置き、どのような対応をしようとしているのかが見えてきませんので、簡単な仕様書を提示した上で、基礎データの収集に何人工幾ら、データの解析に何人工幾らなど、複数の項目を指定して見積徴収するよう徹底してもらいたいと考えております。

次に、指定管理者制度に関するお尋ねでございますが、説明が少し長くなることをお許し願いたいと存じます。

温泉につきましては、入浴客数の増加と温泉くみ上げポンプを初めとする各設備の劣化の関係、道の駅につきましては、売上高と貸与備品の消耗の関係、また施設の一部が貸し店舗的要素を含んでいること等、指定管理料を決める上での複雑な要素を含んでいると感じておりますが、黒字になったからといってその分をそのまま指定管理料から相殺するというのでは企業努力の意味がなくなるおそれもございます。

一方、指定管理者が簡単にほかにかかわることが現実的でないため高どまりになるのではないかとといった機運も一方ではございます。こうしたことから、指定管理料のあり方につきましては実績を見ながら定期的に見直す必要を感じますので、指定管理者制度審議会なる機関を設けて審議をするのも一つの方法かと考えております。

いずれにいたしましても、合理的、合法的に決定すべきものであると痛感をいたしております。

次に、管理委託制度と指定管理者制度について申し上げます。

従来の地方自治法244条による管理委託制度は、管理受託者が公の施設の設置者たる自治体との契約に基づき、具体的な管理の事務または業務の執行を行うもので、当該施設の管理権限及び責任は自治体が有し、施設の利用承認と処分に該当する使用許可等は委託できないものとなっております。また、管理受託者も公共団体や公共的団体及び自治体の出資法人等に限定をされていたものでございます。

そこで、2003年の9月施行の地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行をいたしました。これま

で、公の施設の管理を外部に委ねる場合には公共的団体いわゆる外部団体に限定されていたのを、運営を含めて民間事業者、NPO法人などにも可能にしたものがございます。議会の議決を得て指定されれば、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられたり、利用料を収入にすることもできるもので、公の施設の管理運営に民間等のノウハウを導入することによりまして、サービス向上と経費節減、効率化を図ることを目的としたものがございます。ただし、この場合も個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合は指定管理者制度をとることはできません。

次に、従来の地方自治法244条による管理委託制度は今や死語となりましたので、指定管理者制度と業務委託の違いについて触れさせていただきます。

一部繰り返しになりますが、指定管理者制度は、指定により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任するもので、指定管理者は処分に該当する使用許可を行うことができることとされております。自治体は設置者としての責任を果たす立場から指定管理者を監督することとなりますが、司法上の契約によって外部委託する、いわゆる業務委託とは異なり次のようなことが可能となります。1つには、利用者からの料金をみずからの収入として収受すること。2つ目といたしまして、条例により定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得てみずから料金を設定すること。3点目といたしまして、個々の使用許可を行うこととさせていただきます。

ただし、公の施設に関する業務につきましても、次のような分野につきましては業務委託として民間事業者に行わせることが可能でございます。1つには、施設の維持補修等のメンテナンス、警備、施設の清掃、展示物の維持補修、植栽の管理。2点目といたしまして、入場券の検認、利用申込書の受理、利用許可書の交付、この場合には管理責任や処分権限は自治体が有し、管理や処分の方法についてはあらかじめ設定した基準に従う必要がございます。3点目といたしまして、私人の公金取り扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収。最後に4点目といたしまして、保育カリキュラムの策定とか各種行事の企画でございます。

そこで、まとめといたしまして業務委託と指定管理者制度の相違を簡単に申し上げますと、業務委託は、手法上の契約によって特定の業務について内容、範囲を指定して委託するものであり、指定管理者制度は、管理権限を委任するとともに、運営も含めて委託することを可能にするものと理解をしております。

そこで、私が問題提起したいのは、指定管理者制度において利用者をふやすた

めの立案、利用者に満足してもらうための検証、運営方針等が十分に検討され民間のノウハウとしてどのように提案されているのかが問題かと思っております。先般も指定管理者制度について聞き取り調査を実施いたしました。今後さらに踏み込んだ内容について調査をしたいと考えております。

次に、財政調整基金についてのお尋ねかと思っておりますが、私の知る限りでは、自主財源で取り組む予定の事業が交付金の対象になるということで、結果として自主財源の一部を基金積立金に充てるようなことがあっても、目的を持って交付されたものを基金に積み立てるようなことはないものと理解をしております。

なお、財政制度等審議会や経済財政諮問会議におきまして基金の増加傾向を問題視する意見が出され、地方交付税の削減につなげるかのような報道がなされたことは承知をしております。閣議決定されたものでございませぬし、個人的には国の考え方は理にかなっていないと思っておりますが、このような意見があったことを踏まえ、また一般に財政調整基金の残高は標準財政規模の10%が適正水準であるとの説があることから、財政調整基金のあり方を十分検討すべきであると考えております。この点につきましては議員と同感でございます。

そこで、各基金のあり方及び適正な積立額の検討を本年度中に行うとの回答を得ておりますので、検討結果につきましては当然議会への説明があるものと思っておりますし、場合によっては算出根拠等について聞き取り調査を実施したいと考えております。

次に、介護保険特別会計に関するお尋ねでございます。

実質収支において、歳入総額から繰越金と翌年度に支払う当該年度分の返還金を控除し、歳出総額から前年度分の返還金と基金積立金を控除して再計算いたしますと、平成27年度は3,160万円の黒字、28年度は3,270万円の黒字となります。平成27年度から平成29年度までの3カ年を算定期間として捉えた場合、議員ご指摘のように、確かに平成28年度の黒字額が多いように思われますが、主な要因は、被保険者数の増加等によりまして、介護保険料が620万円、国庫支出金が617万円、支払基金交付金が1,399万円それぞれ増収となった一方、介護報酬等の抑制によりまして保険給付費の増加額が3,062万円におさまったことによるものと考えております。

なお、参考までに申し上げますと、少し古いデータでございますが、NPO法人地域ケア政策ネットワークが行った調査によりまして、実際の給付費から算出いたしました本来住民に請求されるべき保険料すなわち必要額、それと当初の推

計をもとにして徴収された実際の保険料すなわち徴収額とを比較した場合、全国1,669の自治体中、徴収額が5%以上多い自治体が1,025団体、全体の61.4%を占めており、そのうち717の自治体では10%以上という調査結果が発表されております。

平成29年度もこのような黒字が出た場合、保険料を改定しなくてもよかったですのではないかとのお考えも成り立ちますが、平成23年度には県財政安定化基金より借り入れをしていること、収支の見込みが困難な要素を多く含んでいること、さらには、今申し上げた全国的な傾向から勘案してもやむを得ない許容範囲かなとの思いもいたします。ただし、第7期の算定期間におきましては、これらのことを十分検証して取り組んでもらいたいと思っております。

次に、介護給付費準備基金についてでございますが、介護保険制度におきましては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることからすれば、介護給付費準備基金の剰余額は、当該計画期間終了時すなわち次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方かと思えます。さらにもう少し長いスパンで捉えた場合には、基金造成の一翼を担った世代も後年度において保険料上昇抑制の恩恵を受けるように配慮することも考えられると思っております。言わんとしていることは、100%全部次期の改定に繰り入れるのではなく、50%にとどめるとかその辺もある程度考えてもいいのではないかという思いでございます。

次に、下水道事業会計及び農業集落排水事業における消費税に関するお尋ねでございますが、恐れ入りますが、私の指摘内容の説明不足もあり多少誤解がおありのようでございますので、初めに還付に至った経緯を説明させていただきます。

一般会計繰入金のような不課税収入をもって償還元金に充てた場合、償還元金に対応する町債を課税仕入れの財源とした部分について、特定収入となるものでございます。

そこで、特定収入の算出方法は、申告時の消費税率でなく地方債を借りて課税仕入れに充てたときの消費税率を対象として算出をいたします。今回の場合、申告時の消費税率は8%でございましたが、償還元金に対応する町債を課税仕入れに充てたときの消費税率が5%のものが含まれていたために、この部分については8%から5%に修正申告し還付に至ったものでございます。

次に、過去の建設費に対する繰り入れだから1回消費税を支払っている旨のご発言がございましたが、建設時に業者に支払った仮払い消費税は消費税の申告の

ときに還付計算されておりますので、消費税を1回支払っているというご指摘は当たらないものかと思っております。消費税計算の基本は、受け取った借り受け消費税は納税計算し、支払った仮払い消費税は還付計算されるもので、その差額に対しまして納税になったり還付になったりするものでございます。

次に、こしの国を例に挙げられましたが、こしの国と下水道事業会計及び農業集落排水事業との大きな相違点は、前者は企業会計方式を採用し、後者は一般会計方式を採用している点にございます。したがって、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計には減価償却費なる概念がございませんので、一般会計からの繰入金で減価償却費に充て、特定収入を極力少なくするという手法は使えないわけでございます。

ご指摘のように、こしの国において、消費税法基本通達16-2-4を適用いたしまして特定収入を極力抑えるよう指導し、200万円から300万円程度の納税額を削減いたしました記憶はございますが、残念ながら会計方式の違いにより同じ手法を用いることができません。

なお、こしの国にだけ肩入れして指導しているつもりはございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

次に、過去にさかのぼって還付請求すべきのご指摘もございましたが、確かに法定申告期限から5年以内なら修正申告できますが、今回の事案は消費税率が変わったときに陥りやすい誤りでありまして、それ以外のものについては該当するものがないと確信をしております。

最後に、水道事業における有収率の問題についてでございます。

普通、有収率を検証する場合には、あわせて有効率も対象に検証をいたします。有効率は、有収水量、決算書では給水量として表記されておりますが、この水量に火災時、消火訓練時及び洗管作業時等の消火栓からの放水量なる有効無収水量を加えた水量を対象として算出をいたします。しかしながら、有効無収水量を正確に把握することは困難であり、本町の場合、2%未満であると推測されることから、有収率の残りが漏水しているものと捉えて指摘をしたものでございます。

有収率低下の原因につきましては、松岡地区で発生した右岸配水池での漏水、五松橋に添架されている導水管破損による漏水及び上志比地区で確認された配水管の漏水が有収率低下の要因の一部であったとの報告を受けております。これらにつきましては既に修繕を終えているようでございますが、配水管設備の老朽化率が62.4%と老朽化が進んでいることから、配水管での漏水が進行している

との見解を聞いております。

漏水調査の方法には、音聴棒、電子音聴器及び相関式漏水探知機を用いた方法がありますが、いずれも解析にはかなりの経験を必要といたしますので、まず配水区単位での有収率を検証し、調査区域、調査時期を計画的に設定して専門の調査会社に調査を依頼するよう指導をしたところでございます。

なお、漏水調査及び漏水修理工事には多額の費用を要する一方、経費の節減につながるのはずかの電気料と薬品費ぐらいのものであり、費用に対する金銭的効果は余り望めませんが、こればかりは費用対効果だけで判断されるものでなく、積極的に取り組んでもらいたいと願っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 簡単に、あと。

一つは、財政調整基金ですが、先ほど目的を持って交付されたものを積み立てているとは捉えていないということですが、私が言ってるのは、例えば国の補正予算でいろんな経済対策として出てきます。工事費に使われます。その発注されたときに、入札差金なんかを決算時に積み立てていた自治体は実際あったわけですね。それらは本来、僕は、余ったお金はその年度もしくは次年度繰り越してもいいから、細かい事業としてまた別に出すというようなことで地域の経済対策に使うべきでないかなとこれまでも言ってきたんですが、なかなかそうはなっていない。そのうちにどンドンどンドン、これが半分、自分の財布なら喜ばしいんですが、どンドンどンドン基金が積み上がっていく。総合すると一般会計に関する部分だけで35億ぐらいあるんじゃないか、そんなのはやっぱり十分、見直すということをやっていますので、それはそれで監査委員さんもぜひそういう目で見ていき、指導していただきたいと思います。

あと、介護保険のところを感じたのは、僕は金余り、次の保険料をどうするかというのは当然ありますけれども、やっぱり会計でそうやって余ってきたということは給付の抑制がそこに来ている面があるんでないか。だから利用しやすい、住民が安心して地域で暮らせるような介護保険の利用給付につなげてほしい。特別事業をやるとかということなしに、どこかで制限していたりすることがないかということを含めて考えてほしいということで、介護保険とか目的別の特別会計については金が余った、余ったと言ってるのは余りいいことでない。そのうちに、何か国のいろんなとか、いろんな医療費の問題なんかでも状況が変わって、

基金があつという間になくなってしまう場合もあるんですね。国民健康保険の特別会計ではそういうことがありましたので、そういう意味では十分考えながら見ていってほしいし、国民健康保険なんかでは会計の金余り、基金の積立状況を見て、国の交付金がどんどん、45%ぐらいあつたやつがどんどん減らされて、今は3割台前半と言われてますので、それは実態としてありました。いわゆる自治体の一般会計でも国は、その金余りの現象で、小泉首相になった当時、当初それをごんとやられて地方自治体が慌てふためいたことがあつたのではないかと思うんです。そんなことも含めて十分考えていってほしいと思います。

あと、消費税の問題等で私のほうにもちょっと勘違いがあつたのかもしれないので、それはまた自分で勉強していきたいと思います。

上水道については、本当に大した金には直したところではないかもしれないって言いますが、やっぱり貴重な資源ですので、それは有効に利用していけるように。ある意味、老朽管の布設がえ等については今国もそれなりの支援もするという方針もありますので、それはそういうのに合わせて、やっぱり監査委員さんはそっちのほうではプロですから、どこで検証していくか、検査していくか、調べていくかということを含めて上水道のほうでは強めてほしいと思います。

またいろんな点で我々もわからない点がありますので、またご指導をお願いしたいと思ひまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 代表監査委員。

○代表監査委員（前川次夫君） 介護保険につきましては議員と同感だなと思える部分もございますので、そういう点につきましてはご期待に沿える方向で指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 17ページの審査意見書の中の2点についてちょっと教えていただきたいんですが、まず1点のコンサル業務の委託について、予算編成時の段階で委託内容、委託の範囲と委託料の十分な検討ということではありますが、これ工事の入札なんかのときもそうなんですけれども、予算編成時にこういった委託料を出すという、これコンサルに最終的には聞かなければならないのではないかなと思ひなんですけれども、ここで予算編成時に聞いてしまうということは特定の業者を絞り込んでしまうということにはなつてはしまわないかという懸念

があるんですけども、その辺はどう対策を講じたほうがいいのかご指導いただきたいのと。

あと、(4)番の広告主の選定に留意するという、具体的にどういった項目を留意すべきかということをお教えいただけたらと思います。

○議長(齋藤則男君) 代表監査委員。

○代表監査委員(前川次夫君) 1点目につきましては、ご指摘のような心配もごございますので、基本を申し上げます。基本を申し上げますと、見積徴収をした業者は指名競争入札から外すというのが大きなところでは取り組んでいるやり方です。ただし、本町のように特定の業務について業者数が少ない場合には、予算編成の段階から見積もりをとって大体幾らぐらいかかるのかなという把握も必要とすることから、やむを得ないのかなとも思っております。その場合に特定の業者にあたかも決まったかのようにならないように以前から申しているのは、1社ではだめですよ、数社以上見積もりをとってくださいねと。それについては守られているようでございます。

2点目の広告主の選定に留意するって、俗に言えば公序良俗に触れないような業者を選んでくださいという意味でございます。特定のものを限定して申し上げているわけではございません。あくまでも地方公共団体としてふさわしくない業者は遠慮してもらってくださいねという意味でございます。

○議長(齋藤則男君) ほかにありませんか。

これで代表監査委員に対する質問を終わります。

につきましては、後日審議をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第 8 議案第43号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 9 議案第44号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第45号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算に

ついて～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第10、議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第43号から日程第10、議案第45号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算から議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、こしの国広域事務組合ケーブルテレビ事業における施設等建設改良に係る起債償還元金分について、事業の民間移譲に伴い精算が必要なことから負担金を計上しております。また、永平寺町住まいる定住応援事業補助金や戸別受信機購入費補助金が当初計画件数を超える申請がありましたので、不足分を計上しております。

教育費では、旧商工会上志比支所の施設無償譲渡を受け、再利用を図るため、5月から実施しておりました実施計画が完了したことに伴い、改修工事に係る費用を計上しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は1億9,060万9,000円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入では、財政調整基金繰入金、前年度繰越金、合併特例債等により措置をしております。

次に、議案第44号、永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今年度から始まりました総合事業に、当初、対象者を一括移行するとしておりましたが、更新となるタイミングで順次移行することといたしましたので、従来

の介護給付費予算に組み替える必要が生じました。また、高額医療合算介護サービスの利用料及び対象者が増加したことにより、見込んでいたサービス費に不足が生じるため、追加計上しております。

次に、議案第45号、永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

町発注の道路改良工事において支障となる配水管の移設に伴う費用の一部を収入で計上しております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の94ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,060万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,137万9円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、95ページから96ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債補正につきましては、97ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

101ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目5企画費の負担金、こしの国広域事務組合ケーブルテレビ事業負担金1億3,078万9,000円は、こしの国広域事務組合ケーブルテレビ事業の民間移譲に伴い、施設等整備に係る起債償還元金分について精算が必要なことから負担金として予算計上するものでございます。

同じく補助金、永平寺町住まいる定住応援事業補助金896万6,000円は、当初計画件数を超える申請があり、今後の申請見込みを含めて追加計上するものでございます。

同じく目9防災費の補助金、戸別受信機購入費補助金387万8,000円は、当初にて20世帯分を予算化しておりましたが、7月末時点での申請が58件であったため、不足分を追加計上するものでございます。

次に、款8土木費、目3道路新設改良費の負担金、上水道事業負担金153万9,000円は、松岡石舟地係の側溝改良工事及び松岡室地係の道路改良工事の際に水道管が支障となったため、移設に係る上水道事業負担金を計上するものでございます。

102ページをお願いします。

款10教育費、目2公民館費の工事請負費、旧商工会上志比支所改修工事4,370万8,000円は、旧永平寺町商工会上志比支所の施設無償譲渡を受け、再利用を図るため、5月から実施していた改修工事の実施計画が完了したことに伴い、改修工事に係る費用を計上するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、100ページをお願いします。

9月補正の財源として、款17繰入金、財政調整基金繰入金4,372万3,000円、款18繰越金、前年度繰越金1億557万円、旧永平寺町商工会上志比支所改修工事の財源として、款20町債、合併特例債4,100万円等を計上しております。

以上、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の105ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ928万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,533万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、106ページから107ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

112ページの歳出から申し上げます。

今年度から始まりました総合事業に、当初、対象者を一括移行するとしておりましたが、更新となるタイミングで順次移行することといたしましたので、従来

の介護給付費予算に組み替える必要が生じました。これらにより、款2保険給付費の目1介護予防サービス給付費及び目7介護予防サービス計画給付費の各負担金をそれぞれ1,900万円と510万円増額し、113ページ上段の款5地域支援事業費の目1介護予防・生活支援サービス事業費及び目2介護予防ケアマネジメント事業費の各負担金をそれぞれ1,900万円と510万円減額するものでございます。

戻りまして、112ページの下段、目1高額医療合算介護サービス費100万円は、利用料及び対象者が増加したことにより、見込んでいたサービス費に不足が生じるため、追加計上しております。

113ページ下段の款10諸支出金、目2償還金828万4,000円は、平成28年度介護給付費の精算により、介護給付費国庫負担金、地域支援事業国庫及び県補助金、保険料軽減負担金に返還金が生じるため、計上するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、110ページをお願いします。

総合事業への順次移行に伴い、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金におきましてそれぞれ介護給付費分を増額し、地域支援事業分を減額しております。それぞれの金額の差は、介護給付費分と地域支援事業分の負担率の違いによるものでございます。

また、111ページ下段の繰越金828万4,000円は、過年度分返還金の財源として計上しております。

続きまして、議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の116ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的収入補正額86万8,000円を追加いたしまして、補正後の収益的収入予算総額を4億2,066万8,000円とし、第3条のとおり、資本的収入補正額67万1,000円を追加いたしまして、補正後の資本的収入予算総額を9,038万5,000円とお願いするものでございます。

118ページをお願いします。

上段の収益的収入の款1水道事業収益、受託工事収益86万8,000円は、町発注の松岡室地係の道路改良工事に支障となる配水管の移設に伴う配水管布設がえ工事仮設分の一般会計負担分を受託工事収益として計上するものでござい

す。

下段の款1資本的収入、建設改良費負担金67万1,000円は、町発注の松岡室地係道路改良工事と松岡石舟地係道路改良工事に伴う支障配水管布設がえ工事本設部について資産減耗分相当額を控除した補償費を建設改良負担金として計上するものでございます。

なお、歳出につきましては既決予算で対応することとしております。

以上、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第46号 永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第11、議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、当施設のプール施設解体工事が完了したことに伴い、使用料に関する表を改正するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） それでは、議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を説明させていただきます。

議案書の125ページをお願いいたします。

公共施設再編計画報告の中で、当施設プール——これは昭和46年に建築されました——は、B&G財団と協議し、プールの用途を廃止する計画としました。公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団による現地確認を経て、

プール撤去について正式申請した結果、プールの管理棟は地域コミュニティ、防災基地としての使用を認めるとの条件にて、ことし2月にプール施設の撤去について承諾を得ることができました。

今年7月末に当施設プール解体工事が完了しましたので、今回の議会において条例の一部改正をお願いするものです。

別表中、第6条関係の施設名、プールの欄を削る。

以上が改正内容でございます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようよろしくお願いいたします。

～日程第12 議案第47号 こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第12、議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について、提案理由のご説明を申し上げます。

こしの国広域事務組合の解散並びに同組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について関係自治体と協議するため、地方自治法第290条及びこしの国広域事務組合同規約第14条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について、補足説明をさせていただきます。

議案書の126ページをお願いいたします。

平成30年3月31日をもってこしの国広域事務組合を解散することに関して、地方自治法及びこしの国広域事務組合同規約の規定により、福井市と協議の上定めることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

協議の内容につきましては、127ページの議案書をお願いいたします。

1つ、こしの国広域事務組合の解散を平成30年3月31日とすること。

2つ、こしの国広域事務組合の財産のうち、福井ケーブルテレビ株式会社に無償譲渡する機械及び装置については、協議書に記載のアからエの設備としまして、処分年月日を平成30年3月31日とすること。

3つ、こしの国広域事務組合の解散に伴い、平成30年4月1日以後の事業を承継する法人は、名称、福井ケーブルテレビ株式会社、住所、福井市豊島1丁目3番1号とすること。

4つ、福井市、永平寺町、こしの国広域事務組合及び福井ケーブルテレビ株式会社は、事業の移譲に関して基本協定を締結することとし、基本協定書は128ページ、129ページのとおりでございます。また、協議書と基本協定書に定める無償譲渡する機械及び装置の資産名称、数量については、130ページの別紙のとおりでございます。

なお、財産の処分に関しまして、地方自治法及び町条例では、議会の議決に付すべき財産の処分に関する内容について規定されておりますが、議案書に財産の帳簿価格を記載または添付することは規定されておらず、他の市町の事例においても同様であり、県と協議した結果、平成28年度時点での帳簿価格は、せんだって全員協議会でお示ししたとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

～日程第13 議案第48号 町道の認定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第13、議案第48号、町道の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第48号、町道の認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、一般県道京善原目線のうち、松岡吉野塚地係の稲津松岡線との交差点から京善地係の国道364号との交差点までの区間につきまして、町道に認定しようとするものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、議案第48号、町道の認定について、詳細をご説明いたします。

議案書は131ページをごらんください。

まず、この議案を提出するに至った経緯でございますけれども、さきの6月議会でもご指摘をいただきました越坂地区入り口の交差点改良につきまして、関係者との協議、交渉を重ねました結果、当該交差点から60メートルの区間を南側に拡幅いたしまして、片側3メートルの車線を2車線と南側に歩道を設置する拡幅案につきまして、地元の同意と地権者の承諾を得ることができました。

この道路は県道でありまして、事業自体は県が実施いたしますけれども、事業の完了後は、この路線のうち、当該交差点から京善地係の国道364号との交差点まで2,530メートル区間を町道として管理するということにつきまして、県から協議を受けました。

ご承知のように、この交差点改良は数十年來の懸案事項でありましたけれども、ようやく県の内部におきまして事業実施の合意が形成され、また地権者の方々にも用地提供のご承諾をいただいている今が最後の機会であるということから、町といたしましても、越坂地区住民の利便性、安全性の向上のためにこれを受け入れることが妥当であるというふうに判断いたしました。

以上のような経緯を受けまして、当該区間の町道認定につきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

路線詳細につきましては、路線名、町道吉野堺京善線。起点、永平寺町松岡吉野堺53字8番2。終点、永平寺町京善2字16番地先。延長2,530メートル。幅員4.0から28.4メートルでございます。

以上、議案第48号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

～日程第14 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第14、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書132ページから133ページをお開きください。

現在、永平寺町人権擁護委員の永平寺町光明寺第6号2番地、齊川静子氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、福井地方法務局に対し再任を推薦いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

齊川氏は、平成18年より人権擁護委員として活躍しており、人権擁護に理解があり、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、齊川静子君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、齊川静子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 0時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第15 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第15、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補

者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書134ページから135ページをお開きください。

現在、永平寺町人権擁護委員の永平寺町松岡樋爪第3号18番地、田中眞佐子氏が本年12月31日をもって任期満了、退任となるため、永平寺町松岡末政第21号12番地、上田美智代氏を福井地方法務局に対し推薦いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

上田氏は、40年間、教員として子どもの教育活動に携わる中、教育経験により人権擁護に理解があり、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、上田美智代君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、上田美智代君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 0時03分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第16 陳情第2号 フリーゲージトレイン導入が困難な中、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について～

～日程第17 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第16、陳情第2号、フリーゲージトレイン導入が困難な中、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について及び日程第17、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての2件を一括議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号及び陳情第3号を陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時から再開をいたします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第18 一般質問～

○議長(齋藤則男君) 日程第18、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 15番、川治です。

今回、3回目のトップバッターとして質問することとなりましたが、大変緊張しておりますが、通告に従いまして、1問目に後期高齢者の体力向上と生きがい、2問目に自然災害に備えた防災対策についての2問を質問させていただきます。

初めに、後期高齢者の区分は、医療制度では高齢者とは、65歳以上75歳未満の前期高齢者と、そして75歳以上の後期高齢者に分けられますが、75歳以上の高齢者は2030年には全人口の20%に達すると言われておりますが、安心して豊かな超高齢社会を築くには、後期高齢者の生活や精神面に配慮した政策展開やインフラ整備が必要であるかと思っております。そのためには、生活のよりどころとして何に生きがいを感じ、またどのような環境であれば安心していられるかについて現況を顧み、今後どのような施策を講じるのか伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、後期高齢者はふだん何を考えているのか、どのような意識、価値観を持っているのかは、その年齢にならないと実感しないと思っておりますが、精神科医のD. コーエン氏によりますと、40代前半以降には、自己の存在を再確認したいという葛藤に駆られ、最も充実した再評価の段階であると言われております。50代後半になりますと、今しかやれないという意識が強くなり行動も活発化する開放の段階となると言われておりますが、また60代後半になりますと、人生の総括を行いながらみずからの人生の意味を再確認する行動に及ぶことからまとめの段階となり、70代後半には、人生の最後にもう一度これをしたという思いに駆られるアンコールの段階になると言われています。

こうしたことから、行政サイドとしては、前期高齢者と後期高齢者の心理的な変化につきましてはどのように捉えているのか伺いたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） お答えになるかどうかちょっと不安ではありますが、お答え申し上げます。

年齢を重ねるにつれて、高齢者は身体的にも体力的にも落ちてきます。ただし、人生の経験上、得るものは多くなっていきます。身体的な低下につきましては、視力、聴力、それから筋力、持久力、免疫力の抵抗力も落ちぎみになってきます。また、骨粗しょう症や脊髄圧迫症、認知機能の低下、生理的な機能低下もあらわれることから、75歳以上の方の要介護認定率につきましては30%という数値が出ております。75歳未満の方の約8倍になっております。

子育てが終わったことや退職したことによる自分自身の役割や位置づけの変化、それから社会的な経験の中で特に多くなる死別という喪失体験、それから社会的なつながりが変化することや減少することも大きな影響を与えるようです。

しかし、生物的な老化の程度は、実際の年齢と必ずしも一致するものではなく、培ってきた経験や生活習慣などさまざまな要因で個人差が大きくなると思います。よって、制度上の区分は除きまして、高齢者だというイメージは持たずに、その人を見てコミュニケーションを図っていくように努めております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、ふだんの生活の中で安心して豊かな生活を送るには、日ごろの楽しみは、地域の友人との交流や趣味を満喫することが大事であるかと思えます。

高齢になるほど、ふだんの生活を維持、継続できることが大事であると思いますが、政策推進に当たりまして高齢者の楽しみや生きがいについて現在把握している内容について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者に限らず、人間にとって生きがいというものは欠かすことができない要素だと思っております。特に高齢の方にとっての生きがいは楽しみというものであり、目標でもあります。毎日を生き生きと生活するために必要な要素だと思っております。各地区で行っておりますペタンクやグラウンドゴルフが楽しみだとか、趣味で通っているクラブ活動、こちらのほうも楽しみだとおっしゃっている方もおられます。

楽しく活動ができれば生きがいになり、生活を豊かにしてくれると思っております。永平寺町としても、あらゆる機会を通じて、高齢者の方に楽しみや生きがいづくりの手伝いをしていきたいと思っております。

ちなみに、先日、単純集計が終わりました日常生活圏域調査というアンケート調査がございました。ここで4,637人の方にアンケートしまして2,397人の方から回答を得ております。ここでは1,320人の方が生きがいがあるというふうにお答えいただいております。55%の方が生きがいありという数字が出ております。

それから、永平寺町の体育協会の協会、こちら14協会ありますが、11の協会に高齢者の方が所属しておられます。1,398人の登録のうち418名、3

9%が高齢者の方が占めております。それから公民館講座につきましては911名の方が登録されており、609名の方が高齢者、67%の方が活動されているというような数字を得ております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、高齢化が進むと健康の維持が最大のテーマであり、楽しみも健康状態によって左右されるかと思えます。また、いざというときに頼れる人の存在のあるかなしかは、将来に対する不安に非常に大きな影響を与えるなど、日常生活の中で介護、住まい、病気など、将来に対して不安が生じると思えますが、これらに対してどのような指導あるいは対応をしているのかについて伺いたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者にとって不安といいますのは、経済的不安や健康的不安、それから孤独的不安というのが代表されると思えます。高齢者の不安3Kというふうに言われているらしいです。この不安を少しでも解消することは、これからの超高齢化社会においては重要課題であるというふうに認識しております。

現在、地域包括支援センターによる悩み事や生活全般に関する相談、それから指導、助言、こちらについてはもちろんのことですが、民生委員、それから健康長寿クラブの家庭相談員さんが友愛訪問ということで各家庭を訪問しております。みずからの生活向上の意欲を持てるような精神的な支えとなれるような援助を目指しております。それから、スポーツ大会やイベントへの参加も呼びかけて、ひきこもり防止、それから生きがい活動の手助けを行っています。

保健センターにおきましては、健康づくり11からだ条を推進し、がん検診を受診して健康状態を把握すること、それから健康に関する意識の向上を図ること、それから生活習慣病や認知症予防のための運動推進、栄養改善指導、それからかかりつけ医を持ち相談を受けるような勧奨、それから閉じこもりにならないようなというような指導をしております。

各地区でのサロン事業や健康長寿クラブでの健康教育、それから健康相談事業に保健師が出向いております。また、検診結果の相談会、それから家庭訪問も実施して積極的なアプローチを図っております。

今後とも生活の質を向上、維持していけるよう、高齢者の不安を軽減できるよ

うな高齢者のコミュニティづくりを積極的に手助けできるような施策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 生きがいは人それぞれに異なり、働きがい、生涯学習、スポーツや趣味、またレクリエーションなど多様なものでありますが、これらは全て地域貢献につながるものでもあります。

今、4人に1人が高齢者であり、大きな発言力を持つと同時に、責任を持って活動しております。こうした地域の高齢者に対する施策と支援について伺いますとともに、町内における高齢者の活動内容についても伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 前段でも幾つかお答えしておりますが、広く一般町民の方を対象としている施策としましては、悪質商法防止啓発事業や公民館講座、それからスポーツ活動が大きく挙げられると思います。

福祉保健課が所管しております介護予防教室では、筋トレ教室、それから健康教室、それから主体的な活動を目指したサポーター育成研修会やいきいき百歳体操というのを推奨しております。地域に根差した活動としましては、各地区の健康長寿クラブのスポーツ活動、奉仕活動、交流活動が挙げられております。

ここで谷口のほうで行っておりますいきいき百歳体操が3年目を迎えました。本日ちょっとした報告書をいただきましたので、ざくっとだけ説明をさせていただきます。谷口区では、百歳体操のモデル地区として3年前に出しました。基本的には、地域で高齢者みずからが自主的に取り組んでくださいということで、ほとんどお手伝いは現在はありません。3カ月に1回、健康チェックということで出向いていくことはありますが、ふだんの活動につきましては地元の方が主体的にやっただいております。

車がないとやっているかどうかわからないということもありましたので、旗を出してきょうはやってますよというご案内をしているような取り組みや、雪が降ろうが台風が来ようがやりますよというような決意を持って取り組んでおられます。60代女性の方のお声としましては、「体力測定を毎年実施しているが、同じ体力で全然体力の低下が見られないということが非常にうれしい。それから、体力は貯金ができると教わったので、この体操を頑張ります」とかというような感想をいただいております。

現在、十五、六名の方に参加いただきまして毎週金曜日に取り組んでおられますので、一応ご報告だけさせていただきます。

その他、17の地区でも取り組んでおられます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 高齢者が地域活動に参加しやすくするためには、一緒に活動する友人や仲間がいることであります。活動に関する情報が得やすいことが重要であるかと思いますが、また活動拠点が自宅近くにあることがまず大事ではないかと思います。

そうしたことから、活動拠点とシステムづくりについての施策について伺います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 活動拠点は確かにご自宅に近くというのが、議員おっしゃるとおり、望ましいと思います。多少気分が乗らないときでも行きたいというふうに思える通いの場があることで閉じこもり防止にもなりますし、心身の機能の維持にも役立つと思います。そのため、各地区の集落センターで展開しております地域サロン、それから健康体操教室、それからシルバー人材センターのほうでも取り組んでおられますサロンひだまり、こういった場を高齢者の通いの場として提供していきたいというふうに思っております。

それから、来年4月に旧上志比小学校の体育会がリニューアルします。年間を通したスポーツ活動が可能になりますし、禅の里温泉も近くにございます。これとあわせたご利用につきましては非常に健康づくりに有用だと思いますし、通いの場としても非常に適当かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 老人クラブが実施する活動は、健康維持や生きがいをづくりのためだけではなく、老人クラブ加入を促すきっかけをつくる大切な場でもあります。また、会員みずからが意見や知恵を出し入会者が魅力を感じる活動が必要であることから、町といたしましても支援をしているかと思いますが、こうした老人クラブの助成金の趣旨は、老人、高齢者の社会活動を振興し活性化するためのものでありますが、どのような項目についての助成金があるのかについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 健康長寿クラブは現在、「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」をスローガンに3つの目標を掲げ、活動しております。

地域高齢者の健康づくり、介護予防活動が1つ、2つ目に在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動、それから3つ目に安全、安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動、この3つを活動目標としております。具体的に申し上げますと、健康活動では、ウォーキング、輪投げ、グラウンドゴルフ、ペタンクなど各種運動の推進やスポーツ大会の実施、趣味サークルの活動の充実。それから2番目の友愛活動におきましては、ひとり暮らしや高齢者世帯の声かけ、安否確認などがございます。それから3つ目の奉仕活動では、美化、緑化、花壇づくり、地域見守りパトロールが挙げられます。このような地域から期待される活動に対して助成をしております。

現在、健康長寿クラブの会員さんにつきましては1, 851名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 生きることの喜びを生きがいが育ててくれる、私は自分自身の生きがいを目指し、気力、体力を軸として実現していきたいと思っておりますが、現在、週1回の家庭婦人の皆さん方に支えられてバレーボールの練習に参加しておりますが、動きの鈍い中にも汗でびしょりになっての練習は爽快感に浸ることができます。また、練習後の風呂上がりのビールは何とも言えない充実感に浸ることができます。同時に、体の変調にも気づくことができます。

自分のことを一番よく知っているのは自分です。体の変調に気づき速やかに対応できることは必要不可欠であります。また、ぼけ防止にもつながるかと思えます。趣味を持つことは長生きの手段であり、繰り返し実践し継続することが生きがいの原動力にもなり、体力をつける源ともなっております。

また、轟明生会、老人会ですが、月曜日を除き毎日、ふれあい会館前で軽スポーツのペタンクの練習をしておりますが、皆生き生きとした大きな声で叱咤激励し合い、そして楽しむ中でお互いの健康状態を把握しながらゲームを楽しんでおります。また、地域の活動である農地・水の環境整備にも率先してこうした老人の方は参加をしていただきます。

今、スポーツのペタンクは、人と人とのつながりを持ち、人との交流は日々の

生きがいにもつながります。老人たちと地域とのつながりともなっておりますが、高齢化時代にあつて行政として、活力ある高齢者の知恵と経験を今後行政にどのように活用し施策に反映していくのかについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 超高齢化時代の現在、高齢者の方が趣味や教養的な活動で自立するだけでなく、意欲と能力の高い高齢者の知識や経験を生かして地域の支えとなつていただくことは、非常にありがたく重要なことだと感じております。

現在、高齢者の経験を後世に残す活動としましては、健康長寿クラブが福井大震災語り部の会628という組織を立ち上げまして、紙芝居で悲惨な経験を教訓として次世代へ語り継ぐ活動というのを行っております。町内の全小中学校を回り、震災の恐ろしさ、それから防災の大切さを生の声で伝えるという活動をしております。

今後は、元気な高齢者のマンパワーを生かしまして介護予防・日常生活支援総合事業推進の一翼を担えるよう、元気な高齢者が、支援を必要としている高齢者を助ける地域支え合い体制づくりの支援、こういった活動や、公民館や学校などと連携し世代間交流などを通して高齢者の活動の場をつくる支援、それからシルバー人材センターとも連携して高齢者の知識、経験を生かした就業機会の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

これらの社会貢献活動の活性化が結果として高齢者自身の生きがい、健康づくりの支援となり、医療費抑制、それから介護費用の削減につながっていくのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 教育委員会としまして、高齢者を対象にした健康教室の開催や体力テスト会——これは集落単位ですけれども——を行っております。つい先週も永平寺地区の花谷・光明寺地区に出向いて体力テスト会を行ったところでございます。また、各地区のサロン活動に出向いて出前講座で健康指導とか、また軽スポーツ、ニュースポーツ講習会等を行っております。

今後も高齢者の健康づくりや生きがいづくりへの取り組みを進め、自立可能な体力を維持する意識がますます高まるように取り組んでいきたいと思っております。

また、旧上志比小学校体育館、今現在、改修工事中であります。来年4月に開館、利用開始をする計画です。土のグラウンドや多目的和室を整備しまして、特に雨天時とか冬の間、また夏場の暑い猛暑時期、そういった時期でも屋内のグラウンドでスポーツとかレクリエーションができるような施設として活用していただきたいと思っております。

子どもたちの各種スポーツの練習の利用はもとより、例えばゲートボールとかグラウンドゴルフ、ペタンクの練習、また交流会、そして福祉保健課、また保健センターと連携した健康増進を図る施設として活用というか利用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、少子・高齢化等が進んでおります。まず、昭和50年代前半、日本の65歳以上の高齢化率は10%前半でした。それが今は26%。永平寺町では30%弱になっております。そして少子・高齢化は、今がピークを迎えているのではなしに、団塊ジュニア世代、私たちの世代が後期高齢者になる2050年、そこまでずっとこの高齢化が進むというふうな推計が出ております。それに合わせて出生率を2.07まで上げていけばという施策も今しているわけなんです。あした2人、3人生まれても、その子どもたちが生産年齢になるまで20年、30年かかります。どうしてもこれからこの少子・高齢化、2050年に向けて今がまだピークではなしに、これからどんどんどんどん進んでいくという、そういった状況が日本にあります。

この永平寺町でもやはり2050年といいますか、そういったことに備えてのいろいろな施策をしていかなければいけない中で、先ほど生きがいがあるのかというアンケートが出ましたが、町内の55%の方が生きがいがある、裏を返しますと45%の方がまだ生きがいが見つからないのかなというアンケートにもなると思っています。健康、経済、そして孤独、この3Kと言われているこういったことをいかに解消するかということで、介護予防、いろいろな方がスポーツとか趣味とかボランティアとかまちづくりとか地域の祭り、そういったいろいろなところに参画してもらえる仕組み、ソフトもハードの面もあわせてこれから必要になってくると思います。

今、幸いにもこの永平寺町のスポーツであったり、地域、また健康長寿クラブの皆さんがいろいろな活動をしていていまして、活動をすればするほど仲間を

誘って一緒に1回してみないかとか、そういった輪が広がっていったというのも実感しております、この介護予防についてはしっかりこれからも取り組んでいかなければいけないと思いますし、福祉はもう一つ、いざ体が動かなくなったりそういった介護が必要になった場合、この永平寺町に住んでいる中で安心、安全に生活できる、そういった面の地域包括ケアであったりいろいろな取り組みを今しております。この福祉、予防と、いざそうなったときの地域で支え合う仕組みづくり、こういったことを今進めさせていただいております。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 1問目の質問を終わります、次、2問目の自然災害に備えた防災対策についてに移りたいと思います。

去る8月8日、福井県を直撃した台風5号は、県下全域にわたりまして強風と集中豪雨をもたらしました。4市6町におきましては、住民の安全確保と被害帽子のために避難準備や避難勧告を発令をいたしました。敦賀市におきましては総雨量200ミリを超える激しい雨が降り注ぎ、市内を流れる筈の川は氾濫危険水位に達し、703人が避難をしたと報じられてました。

また、8月25日には、嶺北地方に1時間40ミリを超える集中豪雨をもたらし、4市1町では土砂災害警戒情報が出され、各地で道路の冠水や土砂流出が発生し、交通網に乱れが生じたと報道されております。永平寺町においても6地域の住民1万690人に避難勧告が出されたと報道されました。

こうした8月8日の台風5号並びに8月25日の集中豪雨の教訓から永平寺町の防災体制について伺いますので、よろしく願いいたします。

初めに、防災行政無線は、平成29年2月13日からの試験運用を経て、3月1日からアナログからデジタル方式に完全移行されました。そして4月1日から運用をされましたが、戸別受信機の申込受け付け及び工事は4月1日以降であることから、現在工事中のところもあるかと思いますが、台風5号の情報がわからなかったとの苦情が多くありました。戸別受信機を既に設置している方々におきましても、録音ボタンが点滅し続け、大変不安に駆られたとのことでありました。台風情報がわからなかった方々及び戸別受信機の取り扱いについてもわからなかったことについて、今後の対応と指導について伺いたいと思います。

また、防災情報の関連として伺いますが、8月29日早朝の北朝鮮のミサイル発射に伴う全国瞬時警報のJアラートが発令されましたが、北海道えりも町では防災無線が作動しなかったとも伝えられております。また、四国のある県ではJ

アラートに伴う訓練を行いました。住民には情報が伝わらず、課題が残ったとも聞いております。

全国各地では、9月1日の防災の日にちなんで避難訓練が実施されましたが、これらを踏まえて、今後、永平寺町としてJアラート等の発令に備えての訓練をするのかしないのか。また、Jアラートとは何かについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、戸別受信機の件でございますが、これにつきましてわからない場合は、総務課のほうへ連絡をしていただければ説明対応はさせていただきます。

なお、戸別受信機の録音ボタンの連続点滅でございますが、これにつきまして、戸別受信機におきましては、大雨警報等の緊急通報を受信した際には自動的に録音を行います。また録音ボタンが橙色に点滅したときには、再生されていない通報内容が録音されている状態を示しております。再生ボタンを押しまして録音させている通報内容を全て再生すれば点滅は解除されます。

続きまして、台風情報につきましてなかなか聞きにくかったということでございます。まことに今回の雨でも雨風が強いとかそういう場合には、屋外にいた場合、ちょっと屋内、聞きにくいことが多々あると思います。そうした中で、戸別受信機を持っている方につきましては、この再生ボタンを押しただけで再生でちょっと内容がわかると思うんですけども、それ以外の方、これにつきましてはケーブルテレビ等で流すんですけども、またこの辺につきましてはもう少し詳細に流すように今後ちょっと検討してまいりたいと思っております。

それと、Jアラートについてでございますが、まずJアラートにつきましては、これにつきましては、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を人工衛星を用いて、国（内閣官房とか気象庁から消防庁）を経由しますけれども、それらを送信し市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムでございます。

それと、訓練についてでございますが、永平寺町では実際今は行っておりません。また、これにつきましては、広報紙、ホームページ、またフェイスブック等で弾道ミサイル落下時の行動につきまして周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） Jアラート、北朝鮮のミサイルにつきましては、実は昨年の6月から防災講座というのをずっと今歩かせていただいております。各地区4回開催させていただきました。これ、実は防災無線がなかなか聞き取れない。広報紙には2年以上前から、ケーブルテレビに確認してくださいとかフリーダイヤル、いろいろな確認の方法をお知らせしてるんですが、なかなか伝わらない現状の中で、じゃ、各区、各団体をずっと回りながら、この防災について自助、共助の部分を理解していただくということで今歩かせていただいております。

その中で、ことしの3月に「無事」という旗を全戸に配布をさせていただきました。その裏面には、防災無線が鳴ったとき、聞き取れなかったときの確認の方法、メールの登録であったりフリーダイヤル、そしてケーブルテレビを見てください。避難準備情報、避難勧告、避難指示とはどういったことかというのを載せさせていただきます。

そういった中で、このJアラートについては、2カ月ぐらい町が県に呼ばれまして、もしミサイルが飛んできたときにどういった対応を住民の皆さんに伝えるべきかというのがありまして、それもお伝えさせていただきます。そこでは、ミサイルが飛んだ場合、Jアラートのウィーンというちょっと特殊なあの音を皆さんに聞いていただくのと、頑丈な建物に避難してください、地下に逃げてください、ただ、地下がこの永平寺町には余りありませんので、そういう頑丈な壁のそばで頭を押さえてくださいとか、室内の場合は室内のガラスの窓が少ないところ、また中央に避難してくださいとか、そういった旨を伝えさせていただきます。

広報紙だけではなくに、いろいろな媒体を使いまして、住民の皆さんのそれが一番安心、安全につながると思いますので、これからもいろいろな機会を見つけて住民の皆さんにお知らせをしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今回の台風5号による避難準備情報や8月25日の避難勧告は、河川の水位の避難基準なのか、または内水氾濫基準なのか、または土砂災害に関する基準なのか、いずれの基準をもって発令したのかについて伺います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今回の台風5号につきましては、きょう全協の資料でもちょっとお見せしましたけれども、8月7日の夜から8月8日の未明にかけて福井県に最接近するという予報であったために、8月7日の10時半に災害対

策連絡室を設置いたしまして会議を開催、また関係各課と安全対策等の協議を行っております。

また、避難準備情報の発令につきましては、大雨警報が8月7日の午後11時18分に発令されまして、しかしながら8月8日の午前1時42分に解除となっております。また、8月8日の午前6時34分に再度警報が発令されまして、早朝、6時ごろから雨の量が多くなりまして、上志比地区におきましては河川の越水のおそれがあるとのことで、気象情報やパトロールによる職員の情報によりまして、吉峰、栗住波、せせらぎ、浅見区に対しまして地区を限定いたしまして避難準備、高齢者等の避難開始を発令をさせていただきました。

また、8月25日の集中豪雨につきましては、午前8時2分に大雨警報が発令されまして、9時30分に災害対策連絡室会議を開催しております。また、午前9時32分に大雨警報の追加発令がされたため、10時に災害対策本部を開設、10時5分に土砂災害警戒情報が発令されたため、土砂災害危険度の情報をもとに10時10分に松岡、吉野、坂上地区、また永平寺北、中、南地区、上志比地区におきまして避難勧告を発令させていただきました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今回の避難準備情報は河川の水位や土石流の避難基準によるものと思いますが、基準によりまして、地点の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、さらに大量の降雨も予想されるとき、また漏水などが発見されたときに発令されることとなっております。

初めに、町内の河川におきましては、各河川に水位観測所が設置されているのか。また、避難勧告の目安となる警報水位や避難判断水位及び氾濫危険水位が表示されているのかについて伺いますとともに、水位観測所が設置されている河川名と、そして設置箇所及び設置箇所数について伺いたしたいと思います。今回の被害は、町が管理する普通河川からの被害が多かったかと思いますが、普通河川についてもお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、河川水位の観測所につきましては、町内では3カ所で、国、県が管理しているもので九頭竜川につきましては、松岡地区の五松橋の観測所、上志比地区の小舟渡の観測所、これは藤巻地内でございますけれども。それと永平寺川に、これは京善地区でございますが、永平寺地区の諏訪間観測所

があります。また、荒川につきましては町内にはないもので、福井市の原目観測所がありまして、そちらのほうの観測所を利用させていただいております。

また、雨量観測所につきましては、町内では5カ所ございます。国、県が管理しているもので、松岡地区では吉野観測所、吉野小学校の近くにあります。永平寺地区では東古市観測所、そして鳴鹿観測所、これは法寺岡ですね。永平寺ダムの観測所。そして上志比地区では、これは河内川ですけれども、牧福島観測所があります。また、さらに町の観測所といたしましては、消防本部におきまして観測できる機能を整備いたしております。

それと、今回の水系につきまして、判断基準でございますが、九頭竜川に五松橋等があるんですけれども、これにつきましては水防団の待機水位ということで1.5メートル、氾濫判断水位としましては2.5メートルという設置されておりますのを、いずれもこれには満たなかったということでございます。また、荒川の原目のところですが、これにつきましては、水防団の待機水位というのが1.2メートル、氾濫の判断水位が1.5メートルで、これにつきましては事実上1.8メートルございました。続きまして、永平寺川の京善のほうの観測所でございますが、水防団の待機水位につきましては1.1メートル、氾濫判断水位につきましては1.9メートルということで、ここにつきましては1.46メートルということで、水防団の待機水位ということでございました。

いずれもこういうようなことで、消防団につきましては待機命令ということを出していただきました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 8月8日の避難準備情報及び8月25日の避難勧告は、職員のパトロールによる目視または住民からの通報、さらには気象情報に今後さらに大量の降雨が予想されるものかについて伺いたいと思いましたが、さきの質問で答弁をいただきましたので、これは省かせていただきます。

台風5号及び8月25日の集中豪雨の避難勧告と避難準備情報発令に基づきまして、各地区におきましては自主防災組織が活動したと思っておりますが、各地区の活動状況と報告書について伺いたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 自主防災組織の活動でございますが、これにつきましては、全員協議会等でも各河川等の土のう積み等の資料を消防本部のほうからちよ

っと出させていただきますが、まず台風5号につきましては、吉峰川、河内川におきまして、消防団、消防職員、そして自主防災組織の方とともに上志比地区の吉峰、石上区のほうで土のう積みを実施いたしております。また、避難の呼びかけにつきましては、行政からのお知らせとは別に、実は自主防災組織リーダーが平日でお仕事であったことから区長のほうに依頼をしまして、区長のほうから吉峰、浅見区におきましては呼びかけを行っております。

そして8月25日の集中豪雨でございますが、これにつきましても平日で一時的な集中豪雨であったことから、このときには消防団、消防職員を中心といたしました活動を行っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 全員協議会で被害報告がありました。台風5号及び8月25日の集中豪雨による河川、道路、砂防の被害状況と、県への被害報告の是非について伺いたいと思いますが、本復旧の申請をしたのか、また仮復旧の申請をしたのか、これも個々に区分けをしてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、台風5号及び8月25日の集中豪雨につきましては、被害につきましては、まず人的被害はございませんでした。また担当課のほうから被害状況のほうにつきましては報告させていただきますけれども。

総務課のほうから、まず台風5号につきましては、上志比地区で避難所を開設いたしております。関係する自主防災組織のリーダー及び区長に連絡を行っております。なお、このときには3世帯7名の方が上志比支所へ避難をいたしております。

また、8月25日の集中豪雨につきましては、永平寺地区の諏訪間地区におきまして床上浸水が1件、松岡神明3丁目、東古市、諏訪間区で床下浸水がそれぞれ1件で3件ございました。また、避難勧告によりまして12施設で避難所を開設したわけでございますが、関係する区長及び自主防災組織のリーダーに連絡を行っております。なお、永平寺支所で3人が避難、また松岡小学校のほうが全校登校日ということでありました。また、松岡中学校、永平寺中学校、上志比中学校が部活、補習授業のため登校いたしております。下校につきましては、状況を鑑みまして12時35分に下校の指示をいたしましてそれぞれ集団で帰っております。

また、全体的なことでは通行どめについてでございますが、国道364号につきましては、JAの永平寺付近で冠水のため一時通行どめとなっております。また国道416号につきましては、福井市側で福井北インターから東藤島前に抜ける高速道路が冠水により通行どめ、また一般県道藤巻下荒井線におきましては、勝山市側で土砂崩れのために道路の通行どめ、えちぜん鉄道が運休をいたしております。また、主要地方道勝山丸岡線、鮎街道でございますが、勝山市側で土砂流出のため一時通行どめとなっております。

また、県への被害報告につきましては、被害情報を受けましたら、その都度県へ報告をしている状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 農林課長にちょっと伺いたいですけれども、被害報告書の中で轟の浅谷川ですけど、そこの薬師川があります。そこは普通河川ですが、横断暗渠に立木がかかりまして、それで土砂がたまって林道にあふれ出た。路面潜流を受けてるんですけども、この路面潜流については県のほうに報告し、復旧の対象となるのか否かについて伺います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 今ご質問の轟地区の浅の谷川の件でございますが、実際、林道関係になりますと非常に甚大な被害が起きた場所がございます、これについては国庫の災害復旧の手続をしようということで進めております。

今、この浅の谷につきましても国庫に上げるというふうにはちょっと聞いてはいないんですが、土砂が堆積したことによる土砂流出ということでございますので、一度原因をきちっと究明してどういうふうに対応するかということは今後話さなくちゃいけないかなというふうには思っております。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今の答弁に対して、申しわけないんですけども、この路面潜流というのはどういうものかわかっておりますか。道路が、林道がいわゆる砂利道であると、ほとんどそうですけれども、それが水によって流された。その場合にどれぐらいの洗掘を受けてでこぼこになってるか、それを写真撮って、総延長幾ら、どんだけの砂利が必要かということ復旧の指標として上げるわけやね。そういう、県または町でやるんか知りませんが、国庫補助で対応できるならば、これは災害復旧は30%かね、たしか負担はね。それをその後のお金

は国からの地方交付税として返ってくると。ほとんどお金が要らないんや。ですから大いに利用してほしいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） おっしゃるとおりもう一度精査しまして、災害復旧にのれるような部分でしたら対処したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今回の台風5号で避難準備情報が発令されました。また、8月25日の集中豪雨では、これも避難勧告が発令されましたが、河川の越水や道路の冠水及び水田の冠水防止のために、水防対策として通行どめの看板または土のうが使われた箇所があったかと思います。その後において機材の補足、補充の請求があったのか否かについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、町といたしましては、通行どめの看板設置につきましては、先ほどお答えしました通行どめ箇所につきまして福井県並びに警察が看板設置、そしてパトカーで通行どめをしております。

また、土のうにつきましては、きょう全協資料でもちょっとお示しましたが、これにつきましては消防本部のほうにちょっと説明させていただきますので、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 両日の消防署の活動状況についてご説明させていただきます。

8月7日、8日の台風5号の接近の場合でございますけれども、土のうの設置箇所は、松岡地区が1カ所、永平寺地区が3カ所、上志比地区が2カ所、合計6カ所で、土のうにつきましては445個設置して対応しております。

また、8月25日の集中豪雨のときでございますけれども、この時点では、松岡地区が4カ所、永平寺地区につきましては10カ所、上志比地区につきましては1カ所、合計15カ所で350個の設置を行っております。

その後、各地区からの土のうの追加の備蓄の要請はございませんでした。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） この災害があったとき、また機材を使った後、その補充と

かいうものについては、地域防災計画の書類の中に申請書があると思うんやね。それを有効に使うことが地域の皆さんはまだわかってないんでないかなというふうに思いますので、その点も今後の参考にしていただきたいなど。いわゆる皆さんによくわかっていただいて、町長は一生懸命やってるんですけど、まだ地域の人はわかっていないんでないかなと思いますので、その点よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 今ご指摘のとおり、消防署としましても住民の方にそういう旨を今後広報していきたいと考えております。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 自主防災組織につきましては、町長が就任以来最も力を入れ、みずからがきょうまで、先ほど町長からの答弁がありましたが、44カ所について出向いている。そして自主防災の必要性を訴えておりますが、永平寺町の自主防災組織の趣旨である予測できない地震や風水害の災害に対しまして、各地域の自主防災組織の設置促進と、そして教育の強化を図る中で災害時の地域住民の生命や身体、財産を災害から守るための必要性と公助の自主防災組織に対する助成内容を訴えておりますが、防災組織の設置のときに必要な書類である自主防災組織の規約、また予算書、年間事業計画書及び活動計画書、その他資材・機材整備計画書、これは年次別ですが、それらの書類とその他必要と認める書類が町内全ての地区から提出されているのか否かについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 自主防災組織の設置につきましては、当初は90地区、今は下谷口と上谷口が合併したということで89の地区がございます。その89の地区全てにおきまして必要書類は提出をされております。なお、自主防災組織のリーダーの方が変更となった場合には、町のほうへ届け出をお願いしている状況でございます。

また、組織の規約の改正とか名簿とか役割、計画書の変更があった場合につきましては、各組織にて任せているのが現状でございます。

なお、毎年、活動費の申請とか資機材の申請があった場合には、年間事業計画書を必要に応じて提出させていただいております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今の件ですが、年間計画書、年間の事業計画書、また活動計画書などは毎年出すものか、出さなくてもいいのか伺いたと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） この件に関しましては、1回出していただきまして、どうしても出すことにはなっておりませんが、各地区ではそういった改正があった場合には見直しをかけていただきたい。しかしながら、町のほうも把握していく必要があるということで、次から、来年度からもう一度出していただくことをちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 町長は一生懸命あっちこっち回って、自助、共助は地域の防災組織でやってくださいよと、それでできないものについては公助で、いわゆる公の立場で応援しますよという言い方してますね。にもかかわらず、ほんなこと言うと申しわけないですけども、我が地域では余りわかっていない、こういうことを私質問しますと、知りません、わかりませんでは困るわけです。

町長が一生懸命やってるのに各地域でもそのような状態であるならば、再度指導していただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） その点につきましては、町のほうも自主防災組織のほうへ再度、ちょっと育成等も含めましてまたさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 最後になりますが、自主防災組織補助金交付要綱によりますと、活動補助金の最高限度額は、1自主防災組織当たり年間2万円となっております。また、1自主防災組織連絡協議会におきましては年4万円の補助とありますが、現在までに支払った各地区の年度別補助金の支払い内容について伺いたしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 自主防災組織補助金につきましては、平成18年の2月の合併時より補助をいたしており、過去3カ年の実績だけちょっと報告させていただきたいと思っております。

まず、平成26年度の実績でございますが、活動補助金、これは防災訓練等に

活用しているということで、申請が21地区の自主防災組織、また自主防災組織連絡協議会が1協議会ございまして、合わせて35万9,000円。それと資機材購入費、これが45地区の自主防災組織から申請がありまして254万6,000円支払っております。

続きまして、平成27年度の実績でございますが、活動補助金の申請が34地区の自主防災組織、自主防災組織連絡協議会、これは1協議会で、合わせて68万5,000円。資機材購入費が19地区の自主防災組織で173万円支援しております。

また、平成28年度の実績でございますが、活動補助金の申請が61地区の自主防災組織、それと自主防災組織連絡協議会、これが7協議会ございまして、合わせて126万5,000円。それと資機材購入費が45地区の自主防災組織で339万6,000円ございました。

3カ年の実績でございますが、合わせまして、活動費で230万9,000円、資機材購入費が767万2,000円。合わせまして998万1,000円補助しております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今の報告を伺いますと、やはりそれなりに組織連絡協議会または各自主防災組織の活動が行われてるというふうにかがわれますが、まだ徹底して各地域の自主防災組織、いわゆる私は5年間はやってくださいよということで地域の方には言っています。しかし、町からの指導は、自主防災組織できたけれども、その後何年間やってくださいとか、1年交代でもいいんですかとかということは一切言ってませんね。これはやはりこの自主防災組織というのはある程度の年月を、5年なら5年というそれを一定に決めて、そして責任を持ってやってもらうということが必要ではないかなと私は思うんですけれども、今後、そのような形をひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますが、町長はどのように思っておりますか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 自主防災組織、今ほどの総務課長のいろいろな活動は活発になってきているなというふうに思います。ただ、今議員おっしゃられるとおり、行政と、そして各自主防災組織、また各地区、ここの信頼関係、また情報の共有というのが本当に大事だと思いましたので、これからも自主防災と、また公助の

部分、これが連携して公助していくように努めていきたいと思いを。

ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、上坂君の質問を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 質問は2問してありまして、1問目は、先日の大雨で、あれだけの一時的な雨があと2時間降ったら相当川が氾濫したのではないのかなという。それらを踏まえていきますと、災害ってものは、嫌って言おうがどうしても向こうから来るもんはどうしようもないという部分がありますんでね。

日本の今の国もそうですけれども、先もって対策を想定しながらやるというよりも、最近ちょっと多くなりましたけれども、災害があつてからさあどうするという、これは特にソフトの面なんかはそういう部分がありますね。それでテレビを通じて町民の人が、やっぱり町には永平寺町地域防災計画という、これは国からの昭和36年の災害対策基本法に基づいて、それぞれの行政区域はつくりなさいということで作られていると思うんですね。

それで、その目的というのはどういう災害を想定してやってるのかお答えください。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、今ほど議員さんからも仰せのとおり、平成25年6月に災害対策基本法が改正をされまして、そうした中で想定される災害につきましては、洪水、崖崩れ、それと土石流及び地すべり等の土砂災害、それと地震、大規模な火事、それと内水氾濫、これは河川、側溝、排水路があふれて建物、土地、道路が水につかることでございます。以上のような災害を想定しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これ、町からそれぞれの家庭へ配ってる「防災の手引き」という、これにはマップがね。マップを見てもうちがどこにあるのかよくわからんみたいな、えらい拡大鏡持ってこんとわからんという部分でね。まあ最低限度の情報は入ってるのかなと思いますけどね。

それで、やはりこの目的というのは、もう一度確認しますけれども、やっぱり総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。これでいいんですね。もうイエス、ノーで結構ですから。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今おっしゃったとおりでございます。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それでこの計画書を見ますとね、避難場所がえらい何か矛盾してるなという部分。これ見直したことがあるんですかね、最近。どうですか。見直したことがある？

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、避難場所につきましては、平成27年に一部ちょっと改正いたしておりまして、これも含めて今年度、地域防災計画を見直したいということで今精査しているところで、ことしと来年にかけて改正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それでね、これ見ますと指定緊急避難場所というのと、それから指定避難場所というふうになってるんですね。私、見たときに、これちょっと意味わからんというね。ですから、これ見ると、緊急の場合は一時的にここへ逃げてくださいよと、そのかわり大きなキャパやと思うんですけども。でもそれ見ると危険となっている場所というと、松岡中学校、これは土砂災害のおそれ十分あるんで、それから御陵小学校、これちょっと意味わからんのやけどね。御陵小学校って崖なんてねえし、土石流といったら、昔、川があったから、今は土管になってるけれども、その辺の関係かなとか、あるいはざおう荘、松岡ふるさと学習館、県立大、交流センター、それから大学の体育館とこれだけ指定されてる場所は危険ですよとあるときに松岡の人はどこへ逃げるのかなというふうな、ちょっとこれ心配ですよ。私が言ってるほど危険ではないと思いますけれど

ども。それから、上志比へ行くと上志比のサンサンホール、それからお隣にある幼稚園ね。ですから、サンサンホールなんかは指定場所になっていたりいなかったりというのがあるんですね。別に職員の仕事の仕方が悪いとか、そんな意味じゃないんですよ。ですから、これをつくられたときと今では違ってるなど。

私、この間の25日の日に、昼ごろですかね、天気がよくなったときに山の上のね。私、四季の森文化館かなと思ったら、下のほうが避難場所に指定されてるんですね。それから永平寺支所、それから上志比の中学校、小学校、サンサンホール、それから今の上志比幼稚園の後ろの山ね。あれは前は土砂を積んであつてね、雨が降ったら本当に幼稚園がのみ込まれるんじゃないかとはらはらしてたところですから、一体どうなってるかなというふうに見にいったんですね。

そしたら左のほうで積んであるのが調整池ですか、あのでっかい調整池をね。これ何であんなところでつくらせたんか意味わからんけどね。だから、あれにもし何かあったらえらいこっちなみたい。どっちみちつくるんだったら、下のほうの土管で流して下の田んぼでも買ってそこにすれば、万が一、火事的时候には使えるしね。いう部分で、公のする人の仕事というのはようわからんというを痛感しましたね。右のほうにまだ土砂が残ってるんじゃないかなと思って。ブルーシートがちょっと一部見えたんですね。雑木の上にね。あの土が、崖崩れがあればまともに上志比の幼稚園へ入りますからね。ほんで、とめるところがないんですね、土砂を。

そのときにちょうど、幼稚園のミーティングのちょっと前に園長先生に頼んで「5分間だけちょっと時間くれませんか？」というんでね。これはもちろん所管の課長には様子を見にいきますというのは当然事前に、25日じゃないですけど前もって行ったときに。「雨が降ったりとか、それから風が吹いたときに、後ろのほうの山裾というか崖から石ころ1個でも落ちてきたら、これは必ず土砂崩れの前兆だというふうに思ってね、何が何でもやっぱり幼児を守る。それと同様に、先生方の自分の命も守ってください」というふうに、私がお願いするっていうのもおかしいですけども、それだけあなたも大事ですから。

そうすると、今さらあそこから場所を動かすといったって相当なお金でしょうから。じゃ、どこへ避難するんやといったときに、お隣のサンサンホールの事務所のところ、あそこが一番安全かなと。それから、あの横に階段があつてね、四、五歳の幼児だったら、先生がそこまで案内したら2階の今の図書館のところまで避難できますからね。

私、あんなのを見ると、崖をとめることもできんかったら、まずつくらなあかんと思うね、あんなものは。国がつくった中部縦貫ですから。もちろん地域の要望はあったにしても、そこは自然災害を予防するということで、改めてサンサンホールとね。自分の敷地のところでつくる分には別に、その上も町道でしょうから、そこをぜひ検討してほしいと。

それから、所管の課長、避難場所に、あそこ本当にゼロ歳児からいますから、雨降ったら半端じゃないですからね、風も。あの通路をね、ちょうど正面から入って左の奥のほうにプールへ出る出口があるんですね。まあ出入り口ですね。あそこからサンサンホールのところまで距離にしたらそんなに、150から200ですから、雨の当たらんぐらい行ったらポールを立ててやりゃね。そんなにお金は何千万もかかるものじゃないと思うんで、恐らく300万か400万ありや十分できると思うけどね。

その辺、課長、ひとつ安全面を検討するのかしらないのか。返答をお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 私のほうからちょっと答弁させていただきます。

先ほど災害対策基本法が改正されたということで、まず指定避難所、これにつきましては、避難者に必要な間滞在をさせるため、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定しておりまして、また先ほども言いました異常な現象の種類ごとに災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所を指定をすることによりまして、円滑かつ安全な避難を促進しております。

そうした中で、町といたしまして、まず避難場所の安全確保については、想定される災害ごとで避難場所は一部ちょっと異なりますけれども、永平寺町の中で最も安全確保ができる公共施設を避難場所として指定をしているということで、その中でも指定避難所につきましては、小中学校、幼稚園等の公共施設26カ所を指定しております。これにつきましては、一応避難場所として2平米あたりに1人ということで、26施設で収容人数を1万3,861人想定しております。

それと、指定緊急避難場所。これにつきましては、指定避難場所と重複する施設もあるんですけれども、小中学校等の公共施設18施設で、洪水、崖崩れ、土石流等、また土砂災害、内水氾濫等の各種災害で、先ほど御陵小学校と言いましたが、御陵小学校はあくまでも土砂崩れは大丈夫です。洪水についてはちょっと適していないということで外しております。そうしたことで、そこにつきましては2平米に1人ということで、18施設で約1万2,513人を収容として考え

ております。

そのほかの地震、大規模な火災の避難場所につきましては、小中学校のグラウンド、また公園などの広場を17カ所指定しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 上志比幼稚園の件についてお尋ねでございますが、まず当時、大雨のときの状況では、災害対策本部から連絡がありまして、各園からは、全ての園からは、その園児の安全状況、また施設の安全状況、施設の周辺の安全状況を定時で報告をいただくようにしてました。どの園についても、特に園児は安全確保されますし、園周辺においても異常はないというふうな報告は受けておりますので、今議員さんおっしゃいました園の後ろの土盛りについても、園長のほうから危険ということの報告がなかったということでございます。

今おっしゃいましたとおり、私も現地を見てきまして、確かに土盛りを盛ってあってブルーシート張ってありましたが、上志比幼稚園のほうでは、あそこは南北に、東西にこう園舎があつて、それが南北にあるとなつてまして、園のほうではそういう大雨とかがあつて危険があるという判定をした場合には、まず北のほうの園舎のほうに全ての園児を避難させる、南側のほうには園児は入れない、職員も全部北側のほうに、園舎のほうに移動するというふうになっております。でするので、万が一のことがあつても、まずその点で一つ食い止められるかなと思います。

あと、避難についてですけど、確かにサンサンホールが真横にありまして、プール側のほうから行けば、あそこは芝生ですとやっています。1、2歳以上児ですと何とか徒歩でもということはあるんですが、確かにゼロ歳児の子どもやトベーカーというか、そういうのに乗せて避難となります。ですから、むやみやたらにすぐ避難じゃなくて、まず安全を確保して周辺の状況を確保してからということになると思います。

ただ、そういうことも当然、大規模災害になると予想されますので、そういうことを想定するためにはやっぱり実際の園の状況とか園長の意見とかを踏まえながら、ちょっと今後検討というか協議させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 命の安全ってのは、何かがあつたときにその担当者がという

ことはやめて、誰が見てもちょっと心配だなというときに、それは何十億も、つくったら金かかるんならまたいいけどやね、どう見たってあんなの500万も金かからんと思うしね。500万なら立派な廊下ができるんじゃないかぐらいというね。人が住んでないですから。

その辺、町長、どうですか。子どもの安全のために、やっぱりちゃんと前向きにね。あんなもん、芝生ぐらいただコンクリでやるか、きれいな石板を敷き詰めれば済むだけのことですから。やっぱり命を守るという、何かそういう力強い返答を欲しいなと思うんですけどね。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 避難場所につきましては、まず一時避難所、そして二次避難所、広域避難所、福祉避難所というのがあります。そして今ほど総務課長が申し上げたとおり、災害の種類によって避難場所が変わってくる。ただ、この場合、いかに住民の皆さんに、「サイレンが鳴ったらあそこや」ではなしに、一時避難所は地域の皆さん、また役場と一緒に考えているところなんです、そういったことをしていきたいと思います。

子どもたちがいる施設であつたりそういった施設につきましては、やはりしっかりと、本当に何回も念を押してといいますか、何回も何回も確認して、本当に安全が確保されるか。今回のように、25日の雨のときには幼稚園はやってましたし、また松岡では集団登校で小学生が松岡小学校にいましたし、中学生は部活で学校を利用しました。そういったときに、ハード面、ソフト面、命が守れるような対策をしっかりとしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 課長ね、相談じゃなくて、遅くとも来年の新規の予算には検討してほしいと思うね。私も上志比にいる孫ができてね、あれが大きくなって当然通うとしたらね、「今のままだったら、おまえ、通うなよ」って、そう言うもんね。だって安全確保が十分、それでもやっぱり災害というのは防げないんですから、ですからやっぱり指摘を受けたらね。特に雨が降ったときに、何かの救助をやってる消防の、やっぱりそういう人たちにも一緒に同行してもらうて1回見てもらうというのもいいんじゃないですか。

何か最近、こう見るとね、せつかく救急だとか救助をすとか長年の訓練をしやってる、そういう知識とか知恵とかね、そういったものの活用が足りないんじゃないかなというね。そんなもん、別に人事異動でそこへ行ったところで何の体

験も経験も、ないとは言わんけど、不十分過ぎるほど不十分ですから、経験、体験がね。そういう部分では、せっかくの豊富な経験を持つてる消防があるわけですから。消防長は協力しないということはないよね。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防としましては、安全が一番でございます。そういう面では各課と協力してまいりたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 消防の知識、経験を防災に生かすということで、永平寺町では3年前から消防から総務課のほうに職員を派遣していただいて、消防の持っている知識をこの防災に生かさせていただいております。今回も25日の勧告を出させていただいたときには、消防もその本部に入らせていただきまして、今、消防の隊員がどういった状況なんか、全て情報を上げていただいて、役場、消防関係なしに情報の共有、そして動いていたところです。

今、防災講座等も消防の職員と一緒に、若い職員も来ていただきまして町の取り組みも聞いていただいておりますし、消防の職員がそこでAEDの使い方であったり小型ポンプの水の出し方とか、地元の皆さんと一緒に防災訓練をやっているという状況ですのでご理解いただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 町長、私、全然してないと言わんからね、せっかくの知識とか経験、体験は大いにいい意味で活用させていただくというね。やっぱりその辺は、何か自分がセクションにいたら、町長のことじゃないですよ、一生懸命やってる割には人の知恵とか力をおかりせんってね。本当に能力のある、これは民間の会社員もそうやけどね、まず知らんことは聞くんですよ。それは年齢関係なくね。それで聞いてうまくいった、いい案が出れば自分のもんですから、そういう面でのもっといい意味でのドライに割り切って、教えてくださいと言う謙虚なね。言ってる本人は謙虚に見えないっていうふうな、町長、顔をしてるけどね。そういう部分でね、私は誰よりも謙虚ですから。ただ、言い方がちょっときついでね。って私は思います。

それでね、この間ちょっと「え？」って思ったのは、ちょっと消防長にお聞きするけど、消防団は制服というのは、昔と違って今は全部一そろえ用意してあるんですか。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防団、消防署についても活動服をきちんと整備しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） そうすると、総務課長、町の職員で、建設課主にしてでも方々で水がどうとかっていう、パトロールするというときがあるわけでしょう。

ほんなこと言うと、後でわかったらね、それはあんたのほうから注意すりゃいいけど、雨降ってるからかっぱ着てたんやね、黒っぽい。だからあれ、夜間ならまずわからんね。だからそうみるとね。いつ何どき職員が、例えば自分が家へ帰っても、ちょっと近く来てくれんかとか、あるいは協力をお願いせなあかんよね。消防なんかやったらちゃんと目立つような服を持って、靴も安全靴をちゃんと用意して。それはやっぱり町の職員の命を守ることがまず第一義ですから、自分の命が守れん者は一体どうするんやっていうね。かえって邪魔になるだけやから。だからそうすると、その辺の整備を改めてしたらどうなんですか。

だから、福井県内ではどうかわからんけど、地震があるところやと、その職員は全部、バッグの中に一そろえ用意してあるんですってね。女子職員まで必要かどうかは別にしてですよ。そうすると、自分がどこか行くとき、その中には防災服とか、もちろんかっぱもそうやし、しかもちゃんと目立つようなもんでないとあかんですよ、ほんなもん。だって黒着たってどうするんやっていうね。目立ってね。例えば避難所やったらってそうでしょう。じゃ、避難所へ行って町の職員ってわかるようなものを何か着るんですか。多分、用意してないと思うね。だから、少なくとも町の職員が受け付け行ったときに町の職員、何々係か、それはネームプレートでもいいけれども、必ず、ほんなもんベストぐらい安いもんやから。

でも僕は、そういうパトロールする職員には、かっぱやとか当然ヘルメットも1個ずつ、靴でもいいじゃないですか。ほんなもん1人にやったらって全部、これだけ百何名いたって、1万円かかったって100万でしょう。何か職員けがしたらそんなもんじゃきかないですから、労災が。だからそういったものを全部一人一人に用意して机の下へ置いとく。自分が、県内ですよ、福井市へ行こうがどこかへ行くときには必ずそういったものは自分の町の、車でもいいんですよ、家帰るときは自分のそのバッグは必ず持って帰ると。そうすれば、緊急で雨が降ったとか地震があったときに、おい、ちょっとあそこの避難所へ行けというときに、そのバッグには全部そろってるんですから。当然そこには職員の安全証みたいな

ものも入ってれば、何かあったときでもすぐチェックできるじゃないですか。そういう職員の安全を改めて見させたらどうかなど。

だから、やっぱりそういうときに消防のほうから見て、服装ぱっと見たらね、これパトロールに行くときや何かあったときに、あと必要なもの何ですかねと。それでそういうところでやっぱり消防からのいかに安全かをチェックする、協力してもらおうというような姿勢が僕は大事やと思いますよ。

これはするという前提で、あえて答弁はもらわないですよ。町長、しますか。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今回も実感しましたのが、職員2人体制で行くようにしました。職員はやはり危ないところを見に行く、パトロールするというので、やはり職員の安全確保というのが求められていると思います。今、上坂議員おっしゃられたとおりでと思いますので、例えばパトロール部会とかがありますので、一人一人担当がありますので、そういった職員には何か目立つものといえますか、そういったものがあればいいなというふうに感じました。

それともう一つは、やはり結構山のほうとかそういったところも危険ですので、今、消防のほうとちょっとお話しさせていただきまして、ドローンを導入できないか。危ないところへドローンを飛ばしまして確認するというのも今いろいろなところで取り入れてますので、そういった職員の安全確保ということにはしっかりと努めていきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 余りしつこくやってもどうしようもないんでね。

それから、ちょっと話、またもとへ戻るんですけども、災害があってもまず避難しますよね。ところが風水害ががっと大きくなったと。ところが本当にアンラッキーというか不幸なことにね、もう家に土砂が入ってきてとても住めないと、それから復旧には非常に時間がかかると。そういうときの住宅の確保、これは一般的にはグラウンドで仮の住宅をつくるとか、それは小学校や中学校の体育館といったってまだまだ不十分やと思いますよ。避難したところで、何か冬だったってマットあるんじゃないかあるまいしね。この間行ったら、総務課長知ってるからあえて言わんけどね。

だから、避難場所に水ぐらい、これぐらいの大きいやつを2ケースか3ケースぐらい用意してやったらどうなんですかって、中学校であれば。ほんで三月とか半年間は品質変わらないっていいですから、半年たったらクラブ活動で学生さん

に飲んでもらって、また入れかえると。そうすりゃ、中学生にしてみたらラッキーみたいなね。ほんでまた水の確保もできるし。だから水の効用ってね、わっと災害があつて逃げたときに本当に、1人分じゃないですよ。コップだけ入れときゃ、ちょっと入れるだけで人間って落ちつくものなんですよ。

この間も上志比行って、これはそのとおり言いますからね。「何で水ないの」と言ったら「支所から持ってくるようにしてあります」とかね、そんなものは遅いっての。避難勧告を出したと同時に、避難場所には少なくとも水ぐらいは用意しておきなさいって。飲む飲まんは後の問題ですよ。だから「何かあつたときには持ってきます」って言ったってね、それが大体ゴテゴテっていうんですよ。だから避難勧告と同時に水ぐらい避難場所に持っておきなさいと。

ほんなもん幾らかかるんですか、そんなお金にしてみたら。水とかお茶が余ったら、どこかその辺のサロンにね、「お茶一杯飲んでください」とか、水でもいいしやね、老人会でもいいし。あるいは体育参観のときに飲んでもらえばいいだけのことじゃないですか。でしょう。だからそういう、前もってね、何もビーフステーキを用意しとけじゃないんですから、最低限度の水とお茶ぐらいですから、それだけはちゃんと確保しておいてくださいよ。その辺どうですか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 備蓄品についてでございますけれども、まず平成28年度の事務報告でも13ページから14ページにかけましてちょっとご報告をさせていただきます。そうした中で、11施設につきましては、毛布とか保存水、アルファ米、パンの缶詰とかクラッカーとかおむつ等をちょっと用意しております。

しかし、今言った小中学校、幼稚園につきましては、実はハーベストといいまして、ビスケット、クラッカー類、それは置いてあるんですけれども、水のほうはちょっと置いてないということで、今おっしゃつたとおり、その辺も含めまして今後準備を少しして、一時しのぎですけど、その後また補充していくというような格好で、その辺につきましてはちょっと検討してまいりたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨年から、校長先生にお願いしまして、各小中学校にはそういったビスケットを置かさせていただいております。今なるほどなと思ったのが、水というのも非常に大事ですので、もし断水した場合。そういったものも改めて

場所の確保をしていただけて置かせていただきたいと思います。

今回、松岡小学校の子どもたち、12時半ぐらいまではちょっとそこで待機という中で子どもたちに非常食を食べていただきましたんで、ご報告までお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、一応そういうことですね。

後で二次避難のときに、これ永平寺町って結構高層のアパートとかあるでしょう。そうすると、家が壊れてしまったって住むところがないんやと、その緊急に行きたいと。そうすると、体の弱い人とか、あるいは幼児さん、本当に生まれてまだ三月とか半年とかそういう方もいらっしゃるかもわからん、できるかもわからんわけですよ。ですから、今のうちにそういうふうな空き室状況というものをつかんでおいて、そのの大家さんなりあるいは不動産屋なりと契約をしておいて、その時点であいてれば、あと家賃とか保証金とか何かは町が責任持ちますと。それは火災でもそうですよ、あるかもわからんわけですから。ですから、そういうときにその契約してるところは、一時的に災害があったときに通帳がどこ行ったかわからんわとか、当然想定おくれるわけですから、ですからそういうときにちゃんと前もって契約をしておいて、弱い人からやっぱりそういうところへ入居してもらおうと。

もう1点。これ話してるうちにというか、きのうもちょっとこれ原稿見ながらやったんやけれども、緊急的に体の弱い人、じゃ、どこへ避難してもらいますということがあるわけですよ。例えば寝たきりとかね。災害弱者とか足の悪いとかいろいろありますけれども、そういうときに社協と話をして、デイサービスというのはベッドで一応泊まれることにもなってますから、だから緊急避難的に3日とか1週間ぐらいそこで預かってもらおうとか。じゃ、その間は誰が見るのという部分、これはまたそれぞれの所管のほうで、災害のほうで考えればいいだけのことですから。それでやれば、いつもデイサービスでというノウハウも持っているはずでしょうから、だからそれもまた一度参考までにぜひ検討してほしいなど。そうすりゃね、安心感がありますよ。テレビ見ててそうかと、何かあったときにはいろんな施設で必ずカバーしてくれる、保護してくれる。じゃ、どこ行くんやといたらかなりの数になるでしょう、それは。だから、そういったことも踏まえた上でやってほしいと思いますね。

どう、福祉保健課長？ 住民課長でもいいわ。大体自分たちが町民の健康とか

安全をするときに返答ないとは何事や、それは。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 災害の場合の要支援者の方の支援につきましては、名簿を作成して対応するようにしております。それから民生委員さん、それから社会福祉協議会とも連携して支援を図れるような体制づくりを目指しております。ただ、一人一人の個別支援につきましてはまだまだ時間がかかりますので、もうしばらく見守っていただきたいと、そう思います。

それから、災害時のデイサービスセンターの利用につきましては、今後、協定を結ぶなりの対応をとっていきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） そういうことでね、みんなが力合わせて知恵を使えばいいものができますよ。だから、みんな、これ町民の一人一人のためですから、ひとつ所管の課長、また大変重い荷物を担ぐのかなみたいな顔してたけどね、しゃあないですよ。担いでもらわなしゃあないですから。

それからあと、今課長から自立避難、自分で自立できない人はどうするのかって、これがかなりのテーマですね。これまた12月に、きょうは余り聞くとね、かなりものそうな顔してるで、きょうは宿題として12月までとっときますわ。

それから最後にね、この件に関して、これは町長1回考えてほしいけどね、避難場所、もう最初から決めといたらどうなんやと。例えば上志比の例挙げるとね、その地区とか町内、松岡は町内って言いますけど、上志比やと何とか区、何とか区と言うんやね。何々区から何々区までは、上志比のサンサンホールでもいいんですよ、小学校でもいいし、そこへ避難してくださいと。それからその次は中学校ですよとか、3つあるからね、中。そうするとサンサンホールでもいいし、それからその次は上志比小学校、その次は永平寺中学校というふうにやるともう考えんでもいいんですね。我々は何かあったときにはあそこへ行くんやと、サンサンホールへ行くんやと。そうすると、今度は仕事で行っている家族の人も、よっぽどのことがない限り、うちで避難するといったら、うちの子は小学校に逃げるとか避難してるとか、あるいは小学校だったら大月から野中、北島までね。これ体育祭の第1、第2、第3というふうにちょうど分かれてますからね、そういう部分ではやっぱり地域の伝統的なつながりをするとね、私それいいんじゃないかな。そういったことをずっと、上志比だけじゃなくて永平寺も松岡も、私、け

やき台にいて、じゃ、どこへといったときにつてね。一番よく知ってると思ったのが勘違いで四季の森文化館へ行くぐらい、それぐらい何かあったときにとというのは微妙なんですよ。だから南地区って小学校あれですよ。洪水で避難したらあかんってなってますからね。じゃ、志比地区どうするのというね。ほんなもん、無条件にけやき台やら私、勝手に線引きするんじゃないですから、そうすると諏訪間とか山地区ですか、あそこまではふれセンのほうへ避難してくださいと。

これを何で地域で分けるかというのはね、これは全然町民にする必要ないですけど、その中で区とか町内ごとに家族構成がわかるわけですよ。例えばどの町内単身で何世帯あって。区でも一緒ですけど。それから自分で自立できない人がどれだけいるとか、そんなものなんかは誰も見せんでもいい。これは個人情報がありますから見せなくてもいいけれども、町の職員が地図見たら、色で分けときゃいいわけですよ。そこへちょっと年齢をぽっと入れれば、はっきり書くとよくないですから、大体60代やったら60代とか70とか、近ければ四捨五入で70にしときゃいいだけのことですから。そうすると、そうか、この年代の人がいるんやなど。それから子どももそうでしょう。子どもが何人いるとか。

もし避難するときのアレルギーを持ってる食料の件もあるでしょう。だからこれははっきりすべきなんです、災害は。町はそこまでの一人一人のアレルギーに対応した対処はできかねますと、ですからそれぞれの家庭でご用意してくださいと、そのかわり1年間にかかる費用、そこはちゃんと町のほうで助成しますと。だって給食かってそうになっているんでしょう、今。アレルギーの場合は別にこうやってるわけでしょう。だからそこは割り切るところは割り切る。できることは最大限やる、でもできないことはできませんということをはっきり町民のほうにご理解してもらうのが、私は言葉は悪いけどね、一番それぞれの責任において自分の命は自分で守るということやと思いますよ。それをややもすると町は全部やるようなことを思わせるから大体うまくいかないんでね。

そういうことでね、ですから、いわゆる町民に対する周知徹底、避難場所はもう決めてまうと。だって、松岡ってどこへ逃げるんですか、ほんなら。地図でやったらね。中学校はあかんっていうんでしょう。ざおう荘も危険っていうんでしょう。ほんなら、あとどこへ逃げるの？ 小学校へ逃げてもらうしかないんでしょう。吉野小学校が安全といえ。じゃ、上吉野から向こうのほうまでは吉野小学校、それから真ん中はどこへ逃げるんやって。これは地震の件もあるし相当のね、悠長にしておれないんですよ。だからもう1回見直すものは見直す。避難所

として幼稚園でも地震対策でするんなら耐震せなしゃあないでしょう、大体。人の命があつての施設ですから、人がいない永平寺町なんて何の関係もないわけですから、要らんわけですから。そこで本当に地域ごとにちゃんとそういう決めるということは、いろんな情報が自動的にわかると。そんなことを対外的にタブレットか何かでも全部ば一つと入れてけば、何かあつたときはそれを持っていくと。そのかわり絶対情報を出すことは、これは公務員法違反ですからね、秘密情報ですから、だから絶対漏れないようにしてね。ほんなもん、細工ぐらいできるはずでしょうから。だからそういう面で町民に徹底的に周知徹底をしてほしいなど。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、おとしから上志比地区で始めまして、去年は各自主防災組織連絡協議会が主体となっていていただきまして防災訓練を今していただいております。この防災訓練につきましては、まず一時避難所に集まっていたいて、そこから地震を想定した場合、地震、洪水いろいろあるんですが、大体地震なんですが、一時避難所へ集合していただき、そこから皆さんで二次避難所、例えば吉野ですと吉野小学校へ行ってもら。そしてそこで、この方はこの避難所ではちょっとつらいなと思われる方は看護師さんか保健師が判断して福祉避難所へ家族と一緒にいってもらというふうな、そういった仕組みがわかるような避難訓練を今させていただきます。

おっしゃるとおり、どこに集まっていいかわからない、どこへ行ったらいいかわからないでは困りますので、今そういった訓練をさせていただきますのと、まだ90カ所あるうちの四十数カ所しか行けてませんが、そこでは自助、共助、役場はここまでしかできませんという、そういったこともしっかりお伝えさせていただきます。まずは自分の命を守ること、そして横に寝ている奥さんとかご主人とか家族を守ること、まず自分が生き残らなければほかの人を助けることができない、その中で「無事」という旗をこういうふうに使ってくださいというふうなこともお伝えさせていただきます。

今回の25日のときには、消防ももちろん対策本部に来ていただきましたが、社協の皆さんも一緒に入っていて、まず「雨がひどかったのでバスを上志比・永平寺地区に配置しておこう」、社協の皆さんが「社協のバスが上志比にはあるからこのバスを使ってほしい」とか、また老人施設に対しましてもこちらからいろいろな情報をお伝えしたところです。

いろいろなことをやってきましても、まだまだやればやるほど反省材料とか、

避難場所も今回地震を想定してましたが、雨の場合は、やはり今おっしゃられたとおりは危ない、そういったことをいかに住民の皆さんに知らせていくかというのが一つの大きな公助の役割だと思いますので、そういった点も含めましてしっかりと対応していきたいと思います。

それと、建設課から一つ。さっきの、ちょっと答弁漏れたのがありますのでお願いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 建設課より、中部縦貫沿いの盛り土の件につきまして一つご報告いたします。

あちらのご指摘を受けまして国交省のほうにも確認したところ、あのブルーシート自体はのり面の崩壊を防ぐというよりも表面土砂の流出、浅い洗掘を防ぐために設置されておるものでございます。

それと、盛り土自体ですけれども、将来の4車線化のための盛り土ということで、盛り土には高さごとに、小段といいまして平場をつくってありましたり、あと、盛り土の勾配につきましても標準のり勾配と申しまして、のりの勾配ですね。決められたもので盛り土をしてあるということで、設計基準の上ではあれが崩壊してくることはないということとしておりましたので、ご報告いたします。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これマスコミの方も聞いているからいいかどうかわからんけどね、あの盛り土をあれだけの高さをする場合は、かなりやっぱりコンクリートを入れて固めてから積んでいくんやね。あそこはそういう工事してなかったんですよ。そうやから、最初のと看にかなりの高さで、今のプールになってるところ、調整池になってるところ、物すごく積んであったんですよ。だからそのときの国のお役人に「何ともないという保障ができるんか、これだけ一気に流れたら」、そしたら「大丈夫です」って言うから、「じゃ、もし万が一があったときに国の責任ですから、一切保障しますって書けるか」と言ったら書かんかったです。「いや、そこまでは」と言うから、「なら、とりあえずね、あんたいじめるわけにいかんから、あの盛り土のところへブルーシートを全部かけてください」と。かなりのあれ、面積かけたと思うね。もうそれは強引にね。やっぱり町民の命を守ることも、守らなあかんことは当然我々議員としての務めですから、そこはかなり強硬にお願いをしておきました。圧力じゃないんですよ。強硬にお願いをしたということですからね。

じゃ、次、2番目に、これちょっと長々しゃべるといろいろ言葉尻があるんでね、総務課長、イエス、ノーぐらいで結構ですから。

地方公務員っていうのはあれですか。労基法というのは適用されるんですか、されないんですか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 公務員におきましても労働基準法が適用されるかということで、地方公務員も労働者であることから、とにかくその適用を除外することとしない限り適用されます。ということでございます。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） ほうやけど、国家公務員は労基法は適用されんって聞いたよ。国家公務員は。地方公務員はされるの？

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） これは労働基準法の第112条でございますけれども…、一つ抜けました。済みません。

公務員法は、全体の奉仕者として公共の福祉を増進するための職務に従事するという特殊性に基づきまして、別途、公務員関係の諸法令、これは地方公務員法第58条の第3項が制定されておきまして、適用除外される場合もございます。例えば職員の勤務条件というのは、条件で決まっているため、労使が対等で労働条件を決定する規定はちょっと適用されないということもございまして、そういうことになっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 最近見ると、いろいろイベントが数多くあってね、職員、日中は自分の仕事をせなあかんわ、祭日や日曜日というとまた出なあかんね。多分、サービス残業も生じているんじゃないのかなと思うけどね、その辺はどうなんですか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、ほかの課もありますけれども、イベントが多々あります。土日祝祭日につきましては基本的に代休扱いということで、代休のほうで出た時間分、例えば6時間出た、5時間出た、10時間出た場合には、その都度総務課のほうへ、各職員から所属長を通して私のほうへ報告がございまして、

なお、代休の取得につきましては各所属長にお任せをしている状況でございます。

す。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これ前もって言うたんやね。3年前にさかのぼってね、その年齢制限によって退職した以外で、どれだけ入ってどれだけやめたかっていうのはわかる？ わからんかったら別にいいですよ。後日で結構ですから。はっきり言えばいい、わからんかったら。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、平成26年度でございますが、定年以外の退職につきましては、一般事務では、男性はゼロで、女性は3名。それと保育士につきましては女性が1名。合わせて、26年度につきましては計4名の方が定年以外で退職をいたしております。

次に、平成27年度でございますが、一般事務に関しましては、男性が2名、女性が5名です。それと、保育士につきましては女性が1名、消防につきましては男性が2名ということで、平成27年度につきましては、男性が4名、女性が6名、計10名でございます。

平成28年度につきましては、一般事務でございますが、男性が1名、女性が2名。それと、保育士が3名、消防が1名。それと、単労職の調理員も合わせてですけれども、女性が3名ということで、平成28年度におきましては、男性が2名、女性が8名ということで計10名早期退職をいたしております。

いずれも自己都合でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これ余り詳しくここに聞くと、それぞれの個人情報を超えたところもいろいろあるんで聞きませんけどね。

これ採用という、女性ですと寿でやめた方もいらっしゃるんかもわからんし、それならいいんですよ。だけれども、往々にして職場不適合というんですか、自分もそうやし、周りの職場環境が私に合わないとかね。誰がいい悪いじゃないんですよ。当然そういうことは起こり得るわけですよ。ですから、それを見るとね、保育士さんの場合やと大学とか専門学校へ行ったときに必ず実習で現場の経験があると思うけれども、調理場はいろいろあるか。消防でも、自分が入ってみたいなと思ってただふわっと来たけど、意外と入ったら訓練はすごいし、それは

自分の命も守らなあかん、人の命は当然守らなあかんという、それは想像を絶するようなことがあるんでね。

今後、町長、これどうなんかね。一般職はいいけれども、いわゆる現場職、保育士の先生だったり消防の職員にしても、新規であろうが中途であろうが、それはその応募があったときに1週間でもいいし1カ月間でも、まあ1カ月間は長いかな。1週間ぐらい一緒にいて、非常に訓練を見たり、当然朝の朝礼から見て、あんな厳しいこと言われるとかね。だから、ちゃんとぴりっとした起立をしないとそれは許されん職場やとかね。それから、当然保育士さんであれば、ゼロ歳児で、本当に三月、四月やと暇あったら泣いてるばかりみたいな、極端に言うたらですよ。そういったことをちゃんと1週間とか実習ぐらいして、本人はそれでも入りたいと。当然一般の試験が終わってからですよ。そうすれば、途中でやめる率っていうのは非常に少ないんじゃないかなと。

これは、ただし職場の中にパワハラ、まあセクハラはないと思うけどね。そういったものが、一般職はどうなんですか。そういうことの心配はないんですか、総務課長。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 私、個人として所属長から聞いている限りでは、そういうようなことはないと思っております。

以上です。

○1番（上坂久則君） これちょっとまた 消防はその辺はどうなんですか。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防職員は、住民の生命、身体、財産を災害から守るから、住民の期待及び信頼に十分応えるためにはひとときわ高い使命感が必要になると考えております。これにつきましては、採用時の初任科教育、消防学校の初任科教育並びに卒業後の職場で培われるものだと考えております。

私が4月から消防長に就任しましてからは、消防職員一人一人に対しまして、個人の考え方、そして悩み等の一对一の面接を行いながら常に把握ができるような感じで進めて、今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、若い人たち、職場離れというものもあります。いろいろ理

由があります。例えばお孫さんの介護であったり、お母さんの介護であったり、結婚で県外に行くとか、よその職場が決まったからとか、何かいろいろあります。やはり試験を受けていただく、面接のときにはそういう公務員に対する意欲とかがあるんですが、もう少しやはり。

昨年から実は聞いてるんです。公務員の仕事のイメージはどういうことですかと聞きますと、どうしても窓口のイメージしかないんです。例えば、先ほどお話ありました、災害が来たら川のパトロールであったり、はっぴを着て町のPRに行ったりいろいろなことがあるんですが、そういったこともしっかりと伝えていかなければいけないなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 最後にね、いろいろ本人が納得する理由があればいいんですけども、特に若いときというのは自分の時間、前向きに次のステップのために行くっていうのはいいけど、そうでないときというのは非常にもったいないような感じがするんでね。

ですから、保育士さんでも、それは最終的に町長の判断でオーケーするんでしょうけれども、やっぱり保育園の現場を知ってる先生方二、三人に面接でちょっと聞いてもらうとか、あるいは先生にちょっと1問ぐらい聞いてね、そのお答えすることによって、先生方は「ちょっと無理ですね」とかね。帰った後にですよ。「ちょっとうちの職場には向いていません」と。その人がだめって意味じゃないですよ。だから私は、消防でも特にそうやけど、訓練のほうを、みずからが入って頑としてやるという人もいれば、もっと軽く考えて、入ってみたけど結果的にはなかなか務まらなかったということがあるんでね。だから第一義的には、厳しさだとかそういったものを消防長初めして、それで現場から「あの人はオーケーです」という声をもろうたら、あとは町長が最終的に判断するというね。その採用の仕方もちょうとやっぱり現場に任せるかなと。そうすれば、いや応なしに途中でやめさせたらそれぞれのセクションの責任ですから、労務管理がなっていないということですから、そういう部分にはまた人をちゃんと認めるという権限というか力も与えんとこれは無理ですから。そういうことでね、みんな頑張っただけ前向きなすばらしい永平寺町をつくってもらえると。

最後に、じゃ、お願いします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は昨年から、そのセクションに応じて面接のときにそうい

った、例えば幼稚園ですと保母さんに入っていたり、消防ですと消防の職員に入っていたり。もう一つ入ってるのが、入って二、三年目の職員にも面接に入っていてその視点で、自分が入ってみて思った視点で質問をしていただくのもやっていますし、グループに分かれてグループ討議も今してもらっています。いろいろな角度で採用については取り組んでいますので。

もう一つ、やはり入ってからのいい環境で働いてもらうのも大事だと思います。残業がなかなか多い部署もありましたが、関係各所管の課長が、「この部分は、じゃ民間に出しましょう」とか「こういった部分は違うところでお任せしましょう」とか。イベントにつきましても、実はずっと燈籠流しのときには職員が2日3日かけて草刈りをしていました。ただ、今は物すごく、例えば今回の災害の件についても、福祉の件についても、教育、いろいろな分野が非常に高度化してきている中で、もう一度、職員として何をしなければいけないかというのをやっております。ことしは燈籠流しの草刈りについては業者さんをお願いさせていただいた。

ただ、住民の皆さんと一緒に準備したり、燈籠流しのそういったのは職員も一緒になってやっていく。ことしはまたプレ大会、来年国体もありますので、なかなか職員、土日出る機会が多くなってきています。例えば今回、パワーボム！という松岡駅前のイベントも6団体、永平寺町、社協さん、商工会、6つの町の主要な団体の皆さんが主催という形で、関係団体からも人が出っていてそのイベントを盛り上げていく。事務局は今回、商工会をお願いしている。そういったことも取り組んでいますので、ぜひまたいろいろなご指導を賜ればと思います。

○1番（上坂久則君）　じゃ、以上をもって終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君）　暫時休憩いたします。

（午後　3時12分　休憩）

（午後　3時20分　再開）

○議長（齋藤則男君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君）　16番、長岡千恵子です。

3人目、そろそろお疲れも出てくるころかもしれませんが、今回答弁し

ていただくのが、家根国体課長が多分ご答弁いただくのではないかと思いますので、負けないように大きな声で頑張っていきたいというふうに思っております。議場が少しうるさくなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

質問に入る前に、ちょっと家で懐かしいものを見つけてまいりました。これ、ごらんになったことがありますでしょうか。50歳以上の方は大体、50歳以上、60歳ぐらいにならないとわからないと思います。1968年（昭和43年）、福井国体があったときの補助員がつけてたワッペンです。これを、私、中学2年生で補助員だったんですけど、ここに付けて補助員をしておりました。この補助員に出ますとこの記念バッジがもらえたわけなんです。これを老眼を駆使してよく見ましたら「明治100年記念」って書いてあるんです。ということは、来年、国体、50年目にして迎えるわけなんで、明治150年記念大会ということになります。覚えといてください。なかなか格が上がりましたでしょう、国体の格が。これが言いたくてこれわざわざ持ってきたんですから、うちの中じゅう探して。

余談はさておきまして。いよいよ国体も1年後に迫りまして、プレ国体も2種目、ハンドボールと、それからバスケットボールと終了いたしました。プレ大会を踏まえまして、ちょっとした気づきあるいは改善したらいいなと思うことが幾つかございましたので、本大会に向けまして本大会を万全に期すために、重箱の隅をつつくつもりはありません。ありませんけれども、やはりせっかく遠方から来ていただいた方、大勢の方がお見えになると思いますので、福井県、そしてこの永平寺町がやっぱり心に残る大会であってほしいという思いから、ちょっと重箱の隅をつつくようなことを申し上げるようなことになるかもしれませんが、そのところはお許しいただきまして、心を広くしてお聞きいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで今回は、国体に向けての準備は万全かと、それから、6月の一般質問で実は土曜日の放課後児童クラブの開設についての質問をさせていただきました。その後についての確認をさせていただきたいというふうに思いまして、2つの質問を通告させていただいております。

それでは、まず最初に、国体に向けての準備は万全かから始めさせていただきたいと思っております。

8月5日からハンドボールのプレ大会が開催されました。選手控室ですけれども、北電体育館の駐車場をシートで間仕切りをして確保されておりました。国体本大会でも控室として駐車場を利用するのであれば、間仕切りはすき間のないよう

に、シートですき間があいてましたので、特に選手の皆さんがくつろげないとか着がえができないとか、女子選手が使ってるときに男子の方の通行ができないなど、いろいろな諸問題があったというふうに思っております。

そういう点について、どういうふうに対応をすべきなのかということでお伺いしていきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） それでは、お答えの前に、今回のハンドボール競技のプレ大会におきまして、長岡議員にはボランティアとしてご協力いただきまして、本当にありがとうございました。町民の方も大変喜んでおられました。ぜひ来年の本国体におきましてもお力添えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

来年の本国体におきましても、今回と同じようにあの1階のピロティ駐車場部分を選手控室として利用したいと考えております。

今回、あの角目にすき間ができてしまったことを受けましてパネル式のパーティションも考えましたが、今回設置しましたあの横幕方式と比較しますとパネル方式のほうが3倍費用がかかると。それとあと、台風が最終日に来ましたけれども、パネル方式ですと、ピロティ駐車場、あの風が吹き抜けになって倒壊といいますか、壊れる可能性があります。今回のプレ大会の3日目の最終日、台風が来るということがわかってましたので、競技が終わってからの横幕をまくり上げて風通しをよくしたといいますか、それで壊れなくて済んだということもあります。

これらを踏まえまして、来年、同じような横幕方式で選手の控室を設置したいというふうに思っておりますけれども、今回の反省を踏まえまして、すき間ができないように完全に目隠しをしたいと思っております。また、来年、本国体では成年女子と少年女子の試合しか行われませんので、今回、緑色の養生シートがあったと思っておりますけれども、あの部分を男性スタッフは立入禁止といった形をとって運営といいますか、行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

やっぱりいろいろ考えると、私はパネル式がいいなと思ってたんですけども、確かに台風は来るかもしれませんが来ないかもしれないんですけども、台風が

来なくても風が吹くかもわからないし、雨が降るかもわからないということを考えますと、やはりそれをむやみやたらに遮ってしまうということは別の災害が起るということも懸念されるので、そのところは十分に考えていただいての判断だというふうに思いますけれども。

幸いにして来年の本大会は女子のみの試合しかしないということであれば、選手控室のところについては男性立入禁止にしまえばいいのかなというふうに思います。万が一の場合には、今から男性が入りますよということをおっしゃって、例えばけが人が出たとか病人が出たとかでそこを通過しないといけないときには、そういうことを前もって告知していただければ、別段そんなに問題はないかなというふうに思います。中にいらっしゃる選手、控えの選手というのはある程度自由に動かれる方だと思いますし、むしろ我々よりも敏捷に動かれる方が多いというふうに思いますので、そういうふうにお考えいただければ一番かなと思います。

そこを、その駐車場を選手の控室として使わなければいけないというのは、北陸電力の体育館の構造上、もう仕方ないのだろうというふうには思うんですけども、もしそこをどうしても使わないといけないということであれば、やっぱり一般に見にこられる観客の方の、選手もそうなんですけれども、駐車場というのがないんですよね。このプレ大会ではファミリーパークを駐車場として利用していたんですけども、遠いという苦情を私もたくさん聞きました。現に私も車で行こうかなと思ったんですけども、ファミリーパークから北陸電力の体育館まで歩くくらいだったら家から自転車で行ったほうがいいなというふうに考えるくらい離れてると思います。ましてや、そういったことがありますと、やはり体育館近くで何らかの形で駐車場の確保というのができないものかというふうに思うんですけど、町はその点についてはどうでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） ファミリーパーク駐車場から北電体育館まで実際に距離をはかってみましたが、約530メートルで、歩いて約7分ほどかかります。この数値からすれば、私自身、十分歩いていただける距離だというふうに思っております。

ただ、ファミリーパークから歩き始めまして目の前にその競技会場が見えてくると、それを背にしてだんだんだんだん離れて歩くということから、かなり遠く感じるんじゃないかなと。これ、平成24年度のインターハイのときにも同じよ

うなファミリーパークを駐車場としてやった経験があります。そのときにも苦情をたくさん聞いていたところなんですけれども、その点も踏まえましてどこかの近くにないかということなんですけれども、今、勝山街道沿い、416号沿いに2カ所ほど候補地を上げているところであります。また、シャトルバス、ちょっと遠方地のほうでどこかにないか確保いたしまして、シャトルバスの送迎といったことも検討しながら、今後、駐車場の確保に努めていきたいというふうに思っております。

ファミリーパークの駐車場なんですけど、あそこは調整池なんです。今回、本当に台風5号、いい経験をさせてもらったと思っております。8日目の朝、7時にはとめていたコンクリート舗装のところ、5センチほどといますか、くるぶしまで水が冠水しまして使用できなかったということもありますので、いま一度、駐車場の確保に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） プレ大会よりも、やはり本大会のほうが観客というのは多くなるのではないかなというふうに思います。確かにプレ大会もたくさんのお客様がお見えになって、特に福井のチームが準優勝したというのもあって、ハンドボールを知らない方でも「ちょっと見にいこうかな。福井頑張ってるし」と思われたんじゃないかなというふうに私は思いますし、私も現場へ行ってまして、やはりもうちょっと頑張ってもらいたいという思いが、「ひょっとしたら優勝できるんかもわからんな。相手が香川銀行では無理かな」って思ったり、自分の心の中でそういう格闘があったのは事実ですので、多分そういうお話をおうちに帰って皆さんがされたら、きっと家族の皆さんも「ほんなら来年は行かなあかんの」と、「もう生きてる間に二度と来るかどうかわからん」と。私、この大会のときにも思いましたからね。私が生きてる間に2回目来るかどうかわからんって、中学校2年生のときに思いましたから。きっと30過ぎての方は、2回目は回ってこんかも、次はないかもしれんって思われるんじゃないかなと思うので。

やはりお年寄りもふえてることですし、お年寄りにもせっかくですから見ていただきたいという思いからすると、駐車場につきましては、今、家根課長がおっしゃったように、何とかもうちょっと近くで、あるいはシャトルバスを運行するなりして歩かなくても、多分、都会の方には500メートル7分というのは遠い距離ではないと思います。でも残念ながら、私たちは家を出たら3歩か10歩で

車に乗って、例えばスーパーに行っても3歩か10歩でスーパーの中に入ってしまふというふうな生活を毎日してるわけですから、500メートルは長いんですよ。そう思います。毎朝5キロ歩いている私でも500メートルは長いと思いました。

ということから、実感を込めて申し上げたんですけれども、確かに416号線沿いに空き地が何か所かあるのは知っておりますので、少しそのところをうまく調整していただいたり、あるいはスーパーの駐車場の一角を提供していただいたりとかというふうな方法も考えられないことはないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つね、それでもどうしてもということになると、やっぱりファミリーパークの駐車場もある程度は使わないといけないのかなと思うんです。今は多分、ことしの場合は観音町駅の横の踏切を渡って移動されたんですか、それとも北電さんの体育館から少し東側のところの人が渡れる踏切を利用されたんですか。そうですか。どっちかなと思ってたんです。

私が聞かれたときには、観音町の駅の横の踏切を渡ったほうが安全ですよという答えを出したんです。というのは、踏切渡れるようにはなってるんですけれども、安全かどうかということになったらちょっと不安だったので、人に「町会議員のあの人に聞いて行ったら電車にひかれたんや」って言われると非常に困るので、一番安全策をとって「観音町駅横の踏切を渡ってこうやって行ってください」と言ったら「ひどい遠いね」って言われた。あれはひどい遠いですわ。そういうふうに言われましたので、それであれば、やはりことしが利用できたのであれば来年も利用できるのではないかなというふうには思いますけれども、安全の確保だけは十分にお願ひしたいなというふうには思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 今の踏切の件なんですけど、観音町の横というと観音町の踏切ですね。あれの手前、もっと半分ぐらいですかね、に人だけが渡れる踏切があるわけなんですけど、今回、警備員を配置しました。ただ、警備員の方も常に一日いてもらうんですけど、やっぱりトイレ休憩とか、それでちょっといなかったということも聞いてますので、もし、もし来年ファミリーパークを駐車場に使うことになれば、警備員プラス、また係員のほうを配置して安全には気をつけてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

やっぱりせっかく見に来てくださって電車にひかれたんでは何にもなりませんので、電車もびっくりするでしょうけど人もびっくりしてしまいますので、そのところの安全確保は十分にやっていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 来年の国体のハンドボールは会期前の開催になっております。

今の長岡議員の質問、ちょっと僕らも勘違いしてたのが、訪れた選手の皆さんとか関係者の駐車場という意味じゃなしに町民の皆さんの足ということで、それはもうしっかりと、シャトルバスであったり、例えば上志比支所とか、それは今からいろいろ調整させていただきますが、町民の皆さんが来やすい環境、もちろんえちぜん鉄道も使っていただけるといいんですが、そういったのはしっかりとしていこうと思います。

ファミリーパークにつきましては、先ほど家根課長からもありましたように、実は台風のときにはくるぶしまで、この前の25日の大雨のときにはグラウンドも全部埋まってしまいました。そういった場所を最初から想定して、駐車場、もし雨が降りましたら使うことができませんので、最初からシャトルバスであったり近隣のそういった広い地面の確保というものをしっかりとしていかなければいけないなと思います。

それと、もう一つ。ファミリーパーク、グラウンドに車を入れますとその後の整備に600万円ほどかかるという見積もりも出ておまして、貯水池、そのために設計されてますので、大水が出たときに。そういったところに整備という名目で600万円使うのはどうかなというのも今議論しております。県の補助はなくて、町で600万円というのは果たしてどうなのかな。例えば中学校とかそういったところを使う場合は、傷んでいるそこを駐車場で使わせていただいて、その後また整備して使うということも考えられますが、あそこは遊水池という位置づけになっておりますので、そういったこともちょっと勘案して、また財政的なこともありますので、またご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

駐車場については、もちろん選手、役員の皆さんもそうですけれども、やっぱり見に来てくださる方も大切なお客様ですので、そこら辺確実にしていただき

いのと、やっぱり町長今おっしゃったように、ある程度、何か危険性があるところというのはできれば最初から避けといたほうが、万が一、雨が降ったり風が吹いたり、雪が降ることはないと思いますけれども、そのときのために慌てることもなく事が速やかに進むようにしていくほうが、やはり町としては一番かなというふうに思いますので、駐車場の件は、シャトルバスも含めてよろしく願いいたします。

続きまして、ハンドボールの試合そのものなんですけれども、体育館で今回、コートは2面とって試合をしていました。最初の1日目、2日目なんですけれども、2面とってしました。ちょうど東西に観覧席があるような形になりまして、観覧席の真下にゴールが来る。2面あって2つのゴールが来ることになって、町長は初日ごらんになってたのでどんな状態かおわかりになると思うんですけど、真下に来て、ハーフは自分が応援してるチームのシュートが見れるんですけど、あとの半分のハーフは自分の真下のゴールにシュートするものですから、ゴールに入ったのかどうかもわからないし、どういうゴールの仕方をされたのかもわからないという状況がありました。

やはりどうしても本大会も2面使わないといけないのではないかなというふうに思いますと、観覧席の位置というのをちょっと考えないと、せっかく見に来ていただいたのに見れない、十分に満足いく試合観戦ができないような状況になってると思うんですよね。確かにハーフのときに反対側のところに行けば見えるわけなんですけど、でも相手チームのシュートは見えないわけなんですよね。やはり試合というのは、自分のチームのシュートだけでなく相手チームがどんなシュートをしているかというのも多分見たいんじゃないかなというふうに思いますので、そうなってくると、もし仮設とかの観覧席をつくられるのであれば、十分にそここのところの工夫が必要だというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 来年の本国体も同じように、大会初日から2日目、この2日間は2面のコートを使って試合を行います。3日目からセンターコート1面で試合を行いますので、3日目以降につきましてはこの試合観戦に支障はありません。

議員がおっしゃるとおり、2コートで試合を行いますと、固定席から本当に手前のゴール状況がわかりません。仮設の観覧席があればと思われるところなんですけれども、あの構造上、固定席がありますのでどうすることもできません。ま

してや仮設の観覧席を設置するスペースが全くありませんので、これは現状のまま観覧いただきたいというふうに思っております。

また、このゴールが見えなければ、これちょっと言いわけになるかもしれませんが、見えなければ見えないで、このシュートした後の、ベンチの選手も含めまして選手の動きとか表情とか、あと盛り上がり方など、こういったところを違った角度から試合を見て楽しんでいただけるということがありますので、ぜひそちらのほうでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） なかなか観戦するのも容易ではありませんね。いろいろ憶測したり想像したり、大変な観戦になるのではないかと思いますけど、まあまあ課長おっしゃるように、それもまた楽しいかもしれないかなとは思いますが、どうも。

できれば、自分の応援してるチームが逆コートになって自分の座ってる場所の真下になるときは、コートが入れかわりますので、もしどうしてもという方は、お席入れかえ、向こうの反対側のほうに行ってくださいと見えますよという一言をハーフタイムにアナウンスがあってもいいかなというふうには思います。逆に、相手チームがどんなシュートをしてたか見たいのよとおっしゃるのであれば、それは動かなくても全然オーケーですし、半分半分見ていただければ、早い話、両方見えるわけですからそれもいいかなと思わないではないかと思えますけれども、何分にもすごいコートだなというふうに思ったのは事実です。

恐らくは2面とることを想定してたのではなくて、本来は1面で試合するということを想定してつくられた体育館で、たまたま2面とれるだけの余裕があったからそうなったのかなというふうには、ちょっと私の推測ですがけれども、そういうふうに感じています。でも、日程が決まって試合数が決まっている以上、どうしてもそれを消化しないといけないということであればやむを得ないのかなと。今さら体育館を建てるわけにもいかないですし、増築するわけにもいかないというのは十分承知の上での話ですので、もしかしてというのがあったのでお伺いいたしました。

それと、続きましては、多分というか来年の国体は9月になると思います。それでもきょうあたりは結構涼しくて、上着をお召しになっている方もちらほらとお見えになるんですけれども、やはり試合会場となりますとかなりの熱気があつ

て暑くなるのではないかなというふうに考えられます。たまたまプレ大会は8月の一番暑い状況でしたので、それはそれは暑かったのは間違いないことです。多分お見えになってらっしゃる方は皆さんポロシャツでお見えになってましたし、それでいいのかなというふうには思いましたけれども。

それでも、その観覧席のところの天井に冷気の吹き出し口があので体育館についてるんですけども、入ったとき、ものの一、二分はちょっと涼しいかなと思ったんですけど、それが過ぎたらすごく、すごく暑かったですし、その観覧席をおりて体育館の床面は、選手の熱気でもっとも暑くなってました。だからやはり来年、ひよっとしたら空調というのはちょっと考えないといけないのかな。もちろんあの体育館の空調そのものがもっと強く調整できるのであれば問題はないんですけども、もしそれができないということになりますと暑さ対策というのでも必要だというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 本国体のハンドボール競技は9月13日から5日間行われます。これは会期前開催となっております。9月中旬となりますと、今おっしゃったとおり、朝晩はめっきり涼しくなると思われま。また、プレ大会のときみたいに猛暑日になるということはないと思います。

今回のプレ大会では、スポットクーラー、冷風機ですね。それとあと扇風機で暑さ対策を行ってございましたけれども、本国体では先催県と同じような形で、熱気がこもると思われる、例えば選手ベンチでありますとか選手の控室、そういった主なといいますか必要な箇所だけ扇風機で対応したいと、今はそのように考えているところであります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） それと、もう一つ。北電体育館で選手がコートに入場するときなんですけれども、2階にも体育館に入る、床面に入る出入り口があったんですけども、ちょうど出入り口付近のところに審判員とかの席が設けてあったと思うんですよ。体育館のところ。選手は3階まで上がってらせん階段を1回おりて入るような形をとってました。

できれば、もちろん審判の方の席ですので必要なのは十分わかるんですけども、出入り口だけ2階からそのまま直接選手が出入りできるように、そのところをちょっと改善されたらどうかなというふうには思いましたが、いかがですか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） この動線計画につきましては、今回のプレ大会の実績を踏まえまして、当然選手が、床、フロア面が2階になります。それを3階に1回上がってかららせん階段使って中へおりるというのもいかがかなと思いますので、それはまた動線計画を練り直しまして、直接2階のあの入り口から入れるようにしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

続きまして、バスケット会場のほうに移りたいと思います。

バスケットボールの会場がふれあいセンターということで、ここも、本大会で使用する松岡中学校等を含めまして不都合がないかということはやっぱり検証していかないといけないのかなというふうに思いました。もちろん全て要望に対応できるというものではないと思いますけれども、必要最低限のことはしていかないといけないというふうに思っております。

ここら辺で、もしこういうふうにしたらいいなというところがあれば教えていただきたいのと、といいますのは、ほかでもないんですけど、ふれあいセンター、ウォーミングアップの多目的ホールですか、の空調がすごく寒かったんです。そこでウォーミングアップを選手がされてて、体育館のほうはやっぱり同じように熱気があって暑かったんですよね。ウォーミングアップの会場が余り寒いと、逆に体が固まってしまって不都合があるんじゃないかなって私は思ったんです。ウォーミングアップって体を温めるためにやってるのに、それを冷気でが一っと冷やしてしまったらちょっとぐあい悪いんじゃないかなと思ったんで、そのところお気づきであればと思ひまして、お伺いいたします。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 来年の本国体では、まず北電体育館と緑の村ふれあいセンター、そして松岡中学校体育館、あとyou meパーク、この4会場で試合が行われます。今回、プレ大会、各3競技行いましたけれども、松岡中学校体育館だけ、改修の関係もありますのでプレ大会を実際に行わないということでもありますけれども、you meパークはまた今月ありますので、ほかの3会場につきましては、このプレ大会の結果を検証してまた臨んでいきたいというふうに思っておりますけれども。

ただ、唯一プレ大会が行われない松岡中学校体育館につきましては、これはバスケットボールプレ大会が8月11日、初日の日に日本バスケットボール協会の4名の方によります視察、最終視察が行われたんですね。初め、ふれセンでやってから松岡中学校へ行きました、実際に今までの指摘事項がありました。それに対する説明を行いまして、あと体育館はもちろん、あとウオーミングアップ会場として予定しております武道場、それとあと校舎内を見ていただきまして、その結果、国体開催に向けては特段問題はないという回答をいただいたところであります。

今ほどおっしゃいましたウオーミングアップ会場につきまして、確かにバスケットボールのとき、あのときは天気がちょっと猛暑日も終わって何か雲行きが怪しくて、ちょっと外も涼しい、いい感じやったもんですから、アップ会場もクーラーがちょっときき過ぎなところもあったのかなと思ってはおりますけれども、選手にとっては体を動かすところなのでちょうどよかったのかなと。ただ、逆にあそこのステージ上は控所とかになっておりましたので、この点はちょっと寒かったのかなというふうに思ってますけれども、本国体になりますとクーラーを入れるほどではないかなと。選手から要請があれば、入れてほしいという方には入れたいというふうに思いますけれども、あくまでアップ会場は体を動かす、冷やすというよりも当然冷えてても体動かしますので、逆に温くなるのかなというふうに思ってますので、これはまた選手の意向を聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） どっちみち松岡中学校の体育館には冷房の設備はないと思いますので、9月ということでもいい時期になってきますし、そこだけ何とかしろと言っても体育館冷やすのなんて不可能に近いことですから、それはそれで、選手の皆さんは体力もあることですし、そんなに気にしなくても、もう来年は9月にやるということでもいいのかなというふうには思います。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） バスケットボールのほうは10月1日から試合になります。ソフトボールが9月30日から第1日目となりますので。ハンドボールだけが福井国体の会期前に行くと、水泳会期のときに行うという日程になってますのでお願いします。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 済みません。大変失礼いたしました。

前回、43年のときも、たしか10月10日に開会式があつて10月に大会があつたと私は記憶してるんですけども、確かに10月でも体育館で試合をやつてるときというのは涼しくはなかったです。寒くはないですけど、涼しくはない。涼しくはないって、暑くて我慢できないほどではないですしという意味の涼しいかなという程度だったので、10月に行われるのであれば空調の心配はさほどないのかなというふうには思います。

ただ1点、この2種目のプレ大会を見まして気づいた点、もう一つあります。というのが、おもてなしコーナーなんですけれども、北電体育館では2階の階段を上ったところのフロアのところにおもてなしコーナーがあつて、もう1カ所、駐車場の選手控室のところにもおもてなしコーナーがありました。たしか、その中の階段のところにあつたおもてなしコーナーは、観客に来られた方もおもてなしコーナーのサービスを受けることができたように思いました。ところが、ふれあいセンターでは、おもてなしコーナーが体育館と玄関の間の細いトイレの通路の通路を通り抜けた、ちょうど多目的ホールの後ろ側におもてなしコーナーがあつたので、そこへはIDカードをつけてる人しか行けないような形になってました。

やはり、どっちがいいのかはわかりませんが、各会場ばらばらではなくて統一性のあるものにしないとこれはいけないなと。観客にもおもてなしするのであればそこにも必要ですし、いやいやいや、選手、役員だけなんですということであれば特段そこに観客用のはつくる必要がないのかなというふうに思いますし、また本大会になれば、いろんな方がテントで物を売ったりとかすると思うんですよね。お弁当を販売したりとか飲み物を販売したりとかというのものもあるかとは思いますが、どういうふうに対応されるのかな。

とりあえず大会本部としてのやり方としては統一性のあるもののほうがいいかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 済みません。このおもてなしコーナーなんですけれども、ハンド、バスケ、両プレ大会とも同じようなことをやっておりました。これは選手用と、選手は本当に選手用と、あと一般用の2カ所で無料ドリンクコーナーを設置しておりました。

これはふれセンのほうは、今議員がおっしゃったのは選手用です。一般用とい
いますか、そちらは外に設置してあったんですわ。あの駐車場の階段上がった入
り口の左側、ちょうどスポーツ用品店というか、そのコーナーがあって、そのテ
ントの横にあったんですわ。ちょっと目につきにくかったかなというふうに今思
ってますんで。ふれセンの中にそれを設置するスペースがなかったものですから、
今回、外へ設置させてもらいました。また、来年も中はちょっと難しいかなとい
うふうに思ってますので、その点はまた検討していきたいというふうに思っ
てます。

あと、今回のおもてなしコーナーで、またえい坊くんの人形焼きの振る舞いと
か、あとニンキーせんべいを、永平寺町で参加してくれた全チーム、ハンドボー
ル、バスケットボールに配布するなど行ってきたんですけど、あと本国体におき
ましても、これはやはり先催県と同じようにといたしますか、準じたこういったお
もてなしコーナーを行ってきたいというふうに思っています。今回やったよう
なドリンクサービスでありますとか、あと、例えば本町ならではの葉っぱ寿司で
ありますとか、ちょっと例挙げるとあれなんですけど、ピクニックコーン大福で
すか、そういったものの1日限定数量といたしますか、そういった振る舞いコー
ナーなどを設けてやっていきたいというふうに思います。当然町の特産といた
すか、そういった売店コーナーというのも設置してやっていきたいというふう
に思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 済みません。それは私が見落としてしまったんですわ。

一つ改善されてたところがあったのは、グッズ販売なんですけれども、北電体
育館のところでは総合受付のところを若干少しグッズが置いてあったんですけ
れども、ふれあいセンターのところは玄関横のところグッズ用のテントが張っ
てあって、それは見つけて、これは改善されたんだと思ったのは事実です。いろ
んなものが、はぴりゅう君が欲しいとかタオルが欲しいとかいろんなことをおし
ゃってる選手の方がいらっしゃったんで、それに対して早急に対応されたんだな
というふうには思いました。

やはりせつかく来られると、私みたいな者でも、49年前のワッペンを後生大
事に持つて人間がいるということは、そういうものを欲しいという人が必ずい
るはずなので、せつかくですから売れるものはどんどん売ってったほうがいいで

すし、町の特産品もアピールできるもの、宣伝効果のあるものについてはどんどん宣伝していただいたほうが良いなという、せつかくのそういうチャンスでもあるというふうに思いますので、そういうふうにご利用していただくのもいいかなと、商工観光課の課長はどこにいらっしゃるかわからないけれども、そう私は思いますので、ご協力をお願いします。

それと、もう1点。もう1点、もう1点って言うんですけども、実はハンドボールの会場で見えていたら、ハンドボールという競技そのものがそうなのかもしれないんですけども、けが人が何人か出てらっしゃいました。

たまたま私、2日目にボランティアで選手の案内係をしてたんですけども、そのときにも足をけがされてどうやっていくのかなというので、「担架、担架」って言うんで担架で玄関までは運んでこられたんですけど、どうやって行くのかな、救急車来てないしなと思ったんですよ。そしたらバスで運ぶと。バスに担架でどうやって乗るのかなとすごく興味があったんですけど、何と担いで乗せていかれたので。

それを思いますと、たしか救急車って3台、高機能救急車が2台と普通の救急車が1台の3台ありましたよね。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防としましては、高規格の救急車が2台、そして予備車として1台あり、合計3台配備しております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 多分、普通使われているのは高機能の救急車を使われているのじゃないかなというふうに思うので、せめて、せめて本大会のときには救急車を会場に配備してはどうかというふうに思いました。

ただ、けが人とか、けが人だけじゃなくて病人も出る可能性があると思うんですよ。熱中症なんかはないかもしれませんが、やはり何らかの都合で体の調子が悪くなるという方もいらっしゃるので救急車の配備が必要ではないかなと思ってましたら、燈籠流しに行ったら救急車が配備されてましたので、これはできないことないのではないかなというふうに思いましたもので、その点も考えていただけたらと思います。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 確かにハンドボール競技はスピード感がありまして、激しい体のぶつかり合い、また無理な体勢といいますか、そういったシュートな

どがあるため、バスケットボールよりも確かに多くの負傷者が出たところであり
ます。中には、一番大きなけがと申しますか、結果的に病院に行ってもわかつたわ
けなんですけれども、選手の方が、左足の甲の部分骨折したという選手もおり
ました。ただ、救急車はちょっと結構ですという、本人、またチームのほうから
言われましたので救急車のほうを手配することはなかったんですけれども。

このハンドボールに限らず、あとバスケットボール、そしてソフトボールです
か、当然けが人が出てきます。例えば救急車を呼んで病院へ搬送するといった場
合に、これは救急車が到着するというか、それまでに応急手当を行ったりとか、
あと搬送先の病院へ患者さんに持って行ってもらう書類と申しますか、これは処
置記録、どういった保健師なり看護師がそれまでに処置をしたかという、そうい
った処置記録と、あと診療依頼書といった書類をつくってもらうことになります。
それをつくって患者に、例えば大学病院とかに行ってもらおうといった形をとつ
ております。当然そういった書類作成、そんなに時間かかるものではありませんけ
れども、その間に、消防本部が近く、私は近いと思っております。その間に救急車を
要請すれば当然到着して搬送できるのかなというふうに思っております。

あと、来年の本国体の日程で申しますと、これはソフトボールとバスケットボ
ールが2日間重なることとなります。当然けが人も多くなるのかもしれませんが
けれども、ただ、消防本部のほうとも話をさせていただいておりますけれども、こ
れは消防本部の救急体制、こちらのほうをちょっと強化するとい申しますか、署員
の救急隊員、こちらの増員をしていただきまして、もしもの救急搬送のときに対
応をしたいというふうに思っておりますので、現地会場に救急車を配備するとい
ったことは現在は考えておりません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

選手の皆さん、選手の方、けがされた方が救急車じゃなくていいという希望が
あればそちらのほうを優先すればいいのかなというふうには思いますけれども、
万全をとということになると、あつたほうがいいのかという考えのもとにち
よっとお話しさせていただいたというのがあります。確かに3台しかないのに1
台配備してしまつて、例えばバスケットボールとソフトボールが2日間重なるか
ら救急車が2台そこへ行つてしまつた、3会場で3台とも行つてしまつたとい
うことになったら、これは大変なことになりますので、これは不可能に近いと思

ます。そういった点も考えて、救急体制を強化していただくことによって、それは対応できるかな。今死んでしまうというわけがないのではないかなというふうにも思いますので、軽んじるわけではありませんけれども、その点も含めて万全を期していただければというふうに思っております。

もう1点。最後、これは非常にちょっと言いにくいんですけどどうしようかなと迷ってたんですけども、先ほどの上坂議員の質問の中で、町の職員さんの勤務のことのお話がありました。私もずっと不思議に思っていました。多分、来年国体が開かれますと、土曜、日曜の出勤が職員さん、あると思うんですね。職員さんの中にはボランティアで出られる方もいらっしゃるかも知りませんが、勤務として出られる方もたくさんいらっしゃると思います。ことしもそうだったというふうに思っておりますし、出られた方につきましては代休とかで対応されているのではないかとというふうにさきのお話からお聞きしましたのでお伺いするんですけども。

実は、このプレ大会のときに、職員さんの服装についての申し合わせというのがあったんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 職員の服装ですね。上は国体のポロシャツということでは話をさせていただいておりました。

それでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 上着だけですね。上。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 下のズボンとか、あと外勤務、当然中で従事する職員は内履き準備と、当然下のズボンにつきましても短パンはだめとか、ジャージはだめとか、そういった決め事は職員説明会のときにさせてもらっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ここにいらっしゃる課長さん方も、皆さんほとんどプレ大会のときにはいらっしやっていたのでお気づきになった方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、ちょっとふさわしくないスタイルの方が見受けられました。やはり、職員さんである以上って言うと失礼な言い方なんですけれども、職員さんである以上は職員としての自覚を持っていただきたいというのがまず1

点と。

服装についても、やっぱりふさわしいかふさわしくないかということも必要なことだと思います。せっかく皆さん国体のポロシャツを持ってらっしゃるので国体のポロシャツを着ていただくことは必要ですけれども、なおかつ、じゃ、女性の方はスカートでもいいのかといたら、それは違うでしょうということになるというのと同じように、履物についても同じようなことが言えるのではないかと思いますので、実際、本大会におきましては十分にそこら辺の徹底をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ということで、所見があればお願いします。もし今の件で所見があればお願いします。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） この件につきましては、当然、反省ではありませんけど、私もあってはならないことだと思っております。この点は十分注意してやっていきたいと思います。それは公務員であるからには当然のことだと思ってますので。

あと、本国体につきましては今回、ボランティアの方もそうなんですけれども、職員、統一感というんで帽子だけ配布、支給をさせていただきましたけれども、本国体のときには上、この帽子プラス、ジャンパーを皆さん、このスタッフの方に着ていただくというふうに思っておりますので、ジャンパーも暑ければ脱ぐというあれでなくて、これは統一したいと思いますので、これは袖が外れるとかそういったものも先催県は使っておりますので、そういったことの対応をして、あと、下については本当に徹底して行っていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

以上が私の気づいたことです。

余り国体のことばかりやってるともう一つの質問の時間がなくなってしまうので、早速、次の質問の移らせていただきたいと思います。

次の質問は、去る6月の定例の本会議におきまして一般質問させていただきました、土曜日の児童クラブの開設ということを質問させていただいたんですけれども、たしか7月18日ごろだったと思いますけれども、アンケート調査をしていただいたように思います。その結果についてお伺いいたします。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 長岡議員さんより6月議会でご提案いただきました、児童クラブに登録している児童対象での土曜日の状況、見守り状況とかにつきましてアンケート調査を実施させていただきました。児童がどのように土曜日を過ごしているのかという実態が把握できたことにつきましては、子育て支援課としても非常に大事なことであったというふうに認識をしております、議員さんのご提案に改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

アンケートにつきましては、登録児童数437名のうち281名分、64.3%の方にご回答をいただいております。

結果につきましては、まず全回答281児童のうち、土曜日に児童を見守る家族がいるご家庭、この方が243件、率につきまして86.5%。見守り者不在、要はない方ですね。いないご家庭が38件、13.5%でございました。

この中でも、見守りする家族がいるという回答の中でも実態はといいますと、毎週でないにしても父母が交代で休むとか、校区外の祖父母に預けるとか、他のサービスを利用しているということもこの調査で認識をしたところでございます。見守りの方がないというご家庭においても同様に、校区外の祖父母に預けるとか、1日留守番をしていると。午前中留守番をして、午後はスポ少へ行くとかというようなところで児童の実態だなということがわかりました。

次に、土曜日に児童クラブの開設はということ、ニーズについてお聞きをしておりますが、まず見守り者不在のご家庭においては38件中33件の方、見守る家族がいるご家庭においても243件中29件を初め、全部で62件、22%の方が、できれば開設をお願いしたいというふうに希望されています。

また、今回のアンケート調査の結果では、地域によってニーズが異なるという結果も得ておまして、地区別に申しますと、これは人数ですが、松岡地区や志比児童クラブ管内——要は永平寺中地区ですね——では、土曜日の開設に対する希望が多いことが改めてわかりました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今の結果内容から、子育て支援課としての対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 子育て支援課としましては、今回のアンケート調査をもとに、その結果に基づきまして、土曜日の開設について検討していきたい

というふうに考えております。

ただ、開設場所や指導員の体制、あと児童クラブもこの施設を利用しますので、その施設の利用などを総合的に考えていかななりませんし、あわせて、サービスを拡充した場合の放課後児童クラブの利用料金についても当然見直しをしないとイケないというふうに考えております。一応めどとしては年内をめどに方向性を示していきたい、出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

実は私自身もこんなに、62人も人が望んでらっしゃるとは思わなかったんです。せいぜいで三、四十人ぐらいいらっしゃるかなと、町全体で、そのぐらいのペースではないかなというふうに思っておりました。

というのは、極端に言うと、今課長おっしゃったように松岡と永平寺中地区が多かったということなんですけれども、本当に松岡地区のお母さん、お父さんの働いてらっしゃるのを見ると、フレックスタイムではないんですけど、本当に土曜、日曜がなくシフトで働いてらっしゃる方が多いというのが現状なものですから、それを踏まえると、やはり全町、全施設に開設をとすることは別に望んでるわけではありませんし、多分、利用される方が20人から30人ぐらいの範囲での利用だろうというふうに思いますので、それを考えたら、町内1カ所でも、多分今望んでらっしゃる方は、例えば上志比でそれを開くことになりましたということであれば、土曜日1日だけのことなので子どもさんを連れていくことは十分可能だというふうに思いますし、福井市内の施設に預けるとやはり2,000円、3,000円というお金がかかってきてますが、これは事実としてありますので、それを踏まえますと、土曜日の割り増し料金、早朝とか夕方の遅い割り増しがあるのと同じように割り増しというのを考えても十分可能ではないかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、できれば来年4月からの開設を望むところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） ちょっと戻ります。私、今現在、62件の方が希望というふうに申し上げましたが、確かに見守り者不在のご家庭においては38件中33件、非常に高い規模があると。見守る家族がおられる家庭においても243件中29件でございます。

コメントがこうありまして、見守る家庭がいる家庭における設置希望という
か、それについても、できれば開設したほうがいいのか、極端に言うとか、自分の
ところは困ってないけれどもほかに困ってる方がいるんでないとか、そういう
ようなことも全部、全部含めた形の62件ということですので、議員おっしゃい
ましたとおり、実際これ本当に開設を切に希望しているという方についてはかな
り人数が下がるかなと思われませんが、一応アンケート調査結果では、希望してい
るという枠で考えましたときにはこういう数字になったということでご理解をい
ただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 課長のおっしゃることは十分わかっておりまして、だか
ら町内1カ所でもいいよということを私は申し上げているつもりなんですけれど
も。そうしないと、預けるところがないと本当にお困りの方っていらっしゃると思
うんで、ぜひとも来年4月には開設できるようにお願いしたいというのが私の
本心でございます。

それと、もう一つ。この8月に幼稚園で土曜日の、要するに通園、土曜日預か
りの調査が、翌月の調査がありました。その調査書が8月15日提出期限という
ことで調査がされてました。ですけれども、8月15日といいますと、お盆は関
係ないにしても、普通の会社ですと翌月の勤務指定というのが大体お給料日
前後に指定されてくるのが普通ではないかというふうに私は思っております。そ
うなってきましたと、多分20日とか25日というのがおおむね翌月の勤務が発表
される時期ではないかというふうに思います。それか、15日までにその調査を
されましても、おおむね出勤だろうとか、おおむね休みかもしれないという程度
の調査にしかならないと思うんですよね。

それであっては、せっかくの調査の意味がなくなってしまうのではないかなと
いうふうに思いますので、それならば別に調査をしなくても、前月の実績という
のが各幼稚園にあると思いますので、それでおおむねの人数というのが把握でき
るのではないかと。多分この調査されたのは、保育士さんを何名出勤させないとい
けないかということでの調査ではないかと思っておりますので、それだったらそれ
でもいいのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 土曜保育につきましては、昨年度までは各園で実

施をさせていただいておりましたが、利用する園児数が、多い園では20人、少ない園では1人という、非常にばらつきがありました。子どもたちを集団の中で保育するという有効性、また保育する保育士の効率性を図るため、今年度より土曜保育を共同保育によって実施しております。土曜保育を希望される方には、まず登録をお願いしております、毎月の利用希望の調査票の提出をお願いしているところでございます。今議員さんおっしゃいましたように、目的は、その利用人数に合わせた職員の配置、またその職員の配置に伴いまして、その園での一月の職員の勤務シフトにも影響しますので、その作成をしなきゃならないというためをお願いしているところでございます。

土曜保育の共同保育を実施するに当たりまして、保育士が先進地視察を行いました。先進地の例を参考に、当初は利用希望調査を、前月の10日に調査票を配布させていただきまして15日までに提出をお願いしておりましたが、保護者からの早いという意見もありまして、7月利用分の調査前、これは6月ですけれども、そのときからは前月の15日に調査票を配布させていただきまして20日の提出をお願いしているところでございます。

今、議員さんから15日提出というのはというご質問がございました。この件については、その保護者の方にその提出日についてまで十分周知が不足やったのかなという反省もございまして、改めて保護者のほうにまたお願いをしたいというふうに思っております。また、その利用希望調査の提出後でございまして、やっぱり仕事の関係とかいろんな事情で当然変更をお願いする、逆にまたいいよということもあるかもしれません。それについては随時受け付けることとしておりまして、保護者の皆様にはご理解を得ているというふうに考えています。

この共同保育につきましても、始めて5カ月が経過しましたが、今後も保護者の方のご意見を伺いながら、改善点は改善していきながら、より充実した保育ができるよう、現場の保育士も我々子育て支援課も考えていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

趣旨はよくわかりました。よくわかりましたけど、やっぱり子どもがいて、保育士さんがいて、非常にこの人間関係も大変だろうというふうに思いますし、大人のほうも大人のほうで、仕事休みだったのにな、仕事だわという人も中には出

てこられるので、そこら辺は調査をされても臨機応変に対応していただけるようであれば別段何も申し上げることはありませんが、その点も含めまして、子どもたちのことですので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日5日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時25分 延会）